

平成 2 2 年 2 月定例会

予算特別委員会農林商工分科会・  
農林商工委員会付託議案関係資料

平成 2 2 年 2 月

農 林 水 産 部

# 目 次

## ○ 当初予算関係

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1. (拡) 地域農業を担う経営体発展支援事業 [農林政策課]         | 1  |
| 2. (拡) 農地流動化総合対策事業 [農林政策課]              | 3  |
| 3. (拡) あきた型食料自給力向上対策事業 [農林政策課]          | 5  |
| 4. (新) 農業発、新ビジネス展開支援事業 [農林政策課]          | 9  |
| 5. (新) 新規就農総合対策事業 [農林政策課]               | 13 |
| 6. 農業改良資金特別会計の貸付財源返還について [団体指導室]        | 18 |
| 7. (拡) 中山間地域等直接支払交付金 [農山村振興課]           | 19 |
| 8. (新) 農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業 [農山村振興課]   | 20 |
| 9. (新) 青果物等マーケティング事業 [秋田の食販売推進課]        | 23 |
| 10. (新) オーダーメイド型集出荷体制整備事業 [秋田の食販売推進課]   | 25 |
| 11. (拡) 県産農産物・食品輸出促進事業 [秋田の食販売推進課]      | 27 |
| 12. (新) 米粉製粉施設整備事業 [秋田の食販売推進課]          | 28 |
| 13. (拡) “今こそチャレンジ” 農業夢プラン応援事業 [水田総合利用課] | 29 |
| 14. (拡) 土壌環境総合対策事業 [水田総合利用課]            | 30 |
| 15. (新) 地域水田農業支援緊急対策事業 [水田総合利用課]        | 32 |
| 16. (新) のぼせ1集落1戦略団地推進事業 [農畜産振興課]        | 34 |
| 17. (新) 戦略的園芸推進事業 [農畜産振興課]              | 35 |

|                                         |             |       |     |
|-----------------------------------------|-------------|-------|-----|
| 18. (拡) 先進的畜産経営体育成事業                    | 〔農畜産振興課〕    | ----- | 3 8 |
| 19. (新) 秋田県獣医師職員確保対策事業                  | 〔農畜産振興課〕    | ----- | 3 9 |
| 20. (新) 統合家畜市場(仮称)整備事業                  | 〔家畜生産対策室〕   | ----- | 4 3 |
| 21. (拡) 比内地鶏認証制度推進事業                    | 〔家畜生産対策室〕   | ----- | 4 6 |
| 22. (新) 秋田の豊かな海を守り育む活動支援事業              | 〔水産漁港課〕     | ----- | 4 9 |
| 23. (拡) 銀鱗きらめくサクラマスの川づくり事業              | 〔水産漁港課〕     | ----- | 5 0 |
| 24. (拡) 水産ビジネス総合推進事業                    | 〔水産漁港課〕     | ----- | 5 1 |
| 25. (新) 戦略水産物資源増大・消費拡大事業                | 〔水産漁港課〕     | ----- | 5 2 |
| 26. (新) 秋田の木・利用拡大推進事業                   | 〔秋田スギ振興課〕   | ----- | 5 4 |
| 27. (拡) 木を学ぶ建築講座開設事業                    | 〔秋田スギ振興課〕   | ----- | 5 6 |
| 28. (拡) 秋田県水と緑の森づくり税事業                  | 〔水と緑の森づくり課〕 | ----- | 5 7 |
| 29. (新) 森林整備によるCO <sub>2</sub> 削減対策推進事業 | 〔水と緑の森づくり課〕 | ----- | 5 9 |
| 30. ナラ枯れ防除対策について                        | 〔水と緑の森づくり課〕 | ----- | 6 0 |

## ○ 条 例

|                                        |           |       |     |
|----------------------------------------|-----------|-------|-----|
| 1. 秋田県獣医学生修学資金貸与条例案について                | 〔農畜産振興課〕  | ----- | 6 1 |
| 2. 秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止する条例案について | 〔家畜生産対策室〕 | --    | 6 3 |

## ○ その他

|                                 |         |       |     |
|---------------------------------|---------|-------|-----|
| 1. (有)大野台グリーンファームへの県有財産の貸付けについて | 〔農林政策課〕 | ----- | 6 4 |
|---------------------------------|---------|-------|-----|



# 1. 地域農業を担う経営体発展支援事業（拡充）

農林政策課

認定農業者等の経営発展を支援するため、担い手の経営管理能力向上を図る各種研修会を開催するとともに、多様な経営体を育成するために必要となる農業用機械施設の整備等に対し、総合的に支援する。

## 1 事業内容

### (1) 経営体育成交付金（拡充） [予算額 150,000千円]

認定農業者や集落営農組織などの担い手や、将来の担い手を目指す新規就農者など、多様な経営体を育成するために必要となる農業用機械施設の整備等に対し、総合的に支援する。

#### ア 新規就農者補助

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援

- ・ 補助率：1／2以内（400万円上限）

#### イ 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に補助金を交付

- ・ 補助率：融資残額（事業費の3／10上限）

#### ウ 追加的信用供与補助

農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大等を支援

- ・ 補助率：定額

#### エ 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援

- ・ 補助率：1／2以内

#### オ 共同利用施設補助

経営体が経営の高度化・複合化等に共同で取り組む際に必要となる施設の整備を支援

- ・ 補助率：1／2以内

### (2) 認定農業者等育成支援事業（新規） [予算額 1,783千円]

（※H19～21は県担い手育成総合支援協議会において、国事業を活用して実施）

認定農業者等、担い手の経営管理能力向上を図るため、財務諸表分析や資金繰り表の作成などの各種研修会を開催し、経営者の資質向上を図る。

- ア 認定農業者等の担い手を対象とした経営能力向上研修会の開催
- イ 指導者養成講座
- ウ 企画指導員設置費

県担い手育成総合支援協議会では、認定農業者や集落営農組織等、担い手からの様々な相談活動を行うワンストップ窓口業務を担当する企画指導員を配置し、併せて、各種研修会の企画・運営も行うものとする。

## 2 事業主体

- (1)のア、イ：地域担い手育成総合支援協議会、市町村
- (1)のウ：秋田県農業信用基金協会
- (1)のエ：一定の要件を満たす集落営農組織
- (1)のオ：市町村、JA、農業者の組織する団体 等
- (2)：県（委託先 秋田県担い手育成総合支援協議会）

## 3 予算額

151,783千円

- (1) 150,000千円（国費）  
〔 補助金 150,000千円 〕
- (2) 1,783千円（県費）  
〔 委託料 1,783千円 〕

## 4 事業年度

平成20年度～

## ２．農地流動化総合対策事業（拡充）

### 農林政策課

農業生産のコスト低減と複合経営への転換を可能とする農地の利用集積など、農地の有効利用につながる活動を推進するため、その活動組織や市町村等関係団体に対して支援を行う。

#### 1 事業内容

##### (1) 農地流動化対策事業（拡充）〔予算額 176,891千円〕

担い手に対する農地の利用集積の促進を図るため、集積関連事業を実施する農地利用集積円滑化団体や農地保有合理化法人（秋田県農業公社）等の取り組みを支援する。

##### ア 農地利用集積事業（新規）〔予算額 103,000千円〕

農地利用集積円滑化団体の利用調整活動を支援する。

- ・ 交付額：利用権設定実績（20千円／10a）〔94,000千円〕

＋推進員設置費〔9,000千円〕

《事業主体：農地利用集積円滑化団体》

##### イ 農地利用集積円滑化団体活動支援事業（新規）〔予算額 2,500千円〕

市町村が行う農地利用集積円滑化事業を推進するための活動を支援する。

《事業主体：市町村》

##### ウ 農地保有合理化事業（継続）〔予算額 71,391千円〕

農業公社が行う農地保有合理化事業の実施に必要な活動費等を支援する。

《事業主体：秋田県農業公社》

##### (2) 大潟村方上地区（県農業公社所有地）関係補助金（継続）〔予算額 9,500千円〕

農業公社所有の大潟村方上地区にかかる土地改良区賦課金等の費用を助成する。

- ・ 所有面積：242.3ha

《事業主体：秋田県農業公社》

##### (3) 農地流動化相談員設置事業（継続）〔予算額 5,826千円〕

改正農地法等の施行に伴う新たな農地制度の円滑な実施のため、市町村や農業関係団体の相談に対応する職員を設置する。

- ・ 委託先 秋田県農業公社
- ・ 雇用人数 2人

《事業主体：県（委託先 秋田県農業公社）》

##### (4) 県推進費〔予算額 1,428千円〕

農地流動化関連事業の普及啓発や関係団体等への指導・助言を行う。

《事業主体：県》

## 2 事業主体

- (1)のア：農地利用集積円滑化団体
- (1)のイ：市町村
- (1)のウ、(2)：秋田県農業公社
- (3)：県（委託先 秋田県農業公社）
- (4)：県

## 3 予算額

193,645千円

- (1) 176,891千円（国費：156,345千円 県費：20,546千円）  
〔 補助金 176,891千円 〕

- (2) 9,500千円（県費）  
〔 補助金 9,500千円 〕

- (3) 5,826千円（繰入金：ふるさと雇用再生臨時対策基金）  
〔 委託料 5,826千円 〕

- (4) 1,428千円（国費：714千円 県費：714千円）  
〔 旅 費 588千円  
需用費 684千円  
報償費等 156千円 〕

## 4 事業年度

平成20年度～



### 3. あきた型食料自給力向上対策事業（拡充）

#### 農林政策課

本県の生産条件を活かした自給力の高い「あきた型」農業を展開するため、実践技術の普及や米粉用・飼料用の米に取り組む担い手に対する経営支援、これらの作物に対する新たな需要創出、水田フル活用に向けた総合的な施策を推進する。

#### 1 事業内容

##### (1) 自給力アップ戦略推進対策事業（継続） [予算額：1,611千円]

自給力の向上に向け、関連事業を効果的に進めるための体制づくりや未利用・低利用水田等におけるそば・雑穀等の栽培実証等を実施する。

ア 自給力向上戦略会議の開催

イ 自給力向上フォーラムの開催

ウ 自給力向上新作物実証事業

《事業主体：県》

##### (2) 自給力向上基盤強化事業（拡充） [予算額：51,000千円]

ア 水土里直播支援事業

水稲直播を飛躍的に拡大するため、水田の均平化など簡易なほ場整備を実施する。

○助成額：10千円/10a（定額）

○実施面積：160ha

《事業主体：法人、集落営農組織等》

イ 農地有効活用促進支援事業

国の耕作放棄地解消対策に基づき、各地域耕作放棄地対策協議会が実施する障害物除去、深耕、整地等の復旧経費の一部を助成する。

○国の交付金（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）対象（計画面積：100ha）

国の交付額の1／2を定額助成（嵩上げ）

- ・ 工事費が6～10万円/10a未満の場合：4.5万円/10aを交付

（国3万円/10a＋県1.5万円/10a）

- ・ 工事費が10万円/10a以上の場合：7.5万円/10aを交付

（国5万円/10a＋県2.5万円/10a）

○国の交付金対象外（計画面積：100ha）

国交付金の対象とならない工事費6万円/10a未満について、県単独で支援する。

- ・ 工事費が2～4万円/10a未満の場合：1万円/10aを交付

- ・ 工事費が4～6万円/10a未満の場合：2万円/10aを交付

《事業主体：地域耕作放棄地対策協議会》

(3) 秋田の大豆未来戦略事業（新規） [予算額：1,849千円]

ア ニーズに応じた大豆生産体制の構築

大豆の安定供給や多様化するニーズに応えるための情報収集及び栽培技術や新品種等に関する検討会を開催する。

《事業主体：県》

イ 新しい栽培技術の導入・定着と新品種の検討

収量及び品質低下の要因である湿害・雑草害・地力低下を回避し、大豆の高品質安定生産を図るため新技術の実証や有望新品種の試験等を行う。

《事業主体：県》

(4) あきた米粉利用促進事業（拡充） [予算額：3,686千円]

ア 米粉用米需要開拓事業

全国及び県内への、主に米粉用に開発された超多収性品種「秋田63号」の需要拡大を図る。

・ あきた米粉利用促進協議会の開催

構成：J A全農あきた、秋田県中小企業団体連合会中央会、  
(財)企業活性化センター、県（関係各課、試験研究機関）

・ 県推進活動費等（製粉業者訪問等）

J A全農あきたと一体となった営業活動を行う。

《事業主体：J A全農あきた》

イ 米粉の郷あきた推進事業（新規）

米粉利用を促進し、米粉文化の醸成を図る。

・ 米粉メニューキャラバン事業

米粉を使った地域オリジナルメニュー等の開発と実地販売を支援し、米粉利用の普及を図る。（4地区）

・ 米粉商品普及サポーター登録制度

米粉商品やメニュー取扱店を登録し、米粉商品情報を収集・発信するとともに、のぼりやポップを配布し、米粉の普及を図る。

《事業主体：県》

(5) 畜産活用型自給力向上対策事業（拡充） [予算額：15,799千円]

ア 汎用型飼料収穫機活用発酵TMR実証事業

・ 発酵TMRフィールド実証展示事業

農家での発酵TMR（混合飼料）給与実証により、生産性や繁殖性等への影響調査を実施するとともに、「飼料調製」を行える組織づくりに向けた検討を行う。

・ あきた版飼料分析システム構築事業

自給粗飼料の成分と地質ごとの特性について解析し、高精度で簡易に成分分析できるシステムの構築により、効率的な粗飼料利用に資する。

《事業主体：県》

## イ あきた型放牧利用技術実証展示事業

未利用地・低利用地での放牧技術と飼料用稲を水田に放牧した牛にそのまま食べさせる立毛放牧技術を組み合わせた、本県に適した新たな放牧体系を実践する。

《事業主体：県》

## 2 事業主体

(1)、(3)、(4)のイ、(5)：県

(2)のア：法人、集落営農組織等

(2)のイ：地域耕作放棄地対策協議会

(4)のア：J A全農あきた

## 3 予算額

73,945千円（県費）

(1) 1,611千円

|           |       |
|-----------|-------|
| 報償費       | 325千円 |
| 委託料       | 300千円 |
| 使用料及び賃借料等 | 986千円 |

(2) 51,000千円

|     |          |
|-----|----------|
| 補助金 | 51,000千円 |
|-----|----------|

(3) 1,849千円

|      |       |
|------|-------|
| 旅費   | 656千円 |
| 需用費  | 933千円 |
| 委託料等 | 260千円 |

(4) 3,686千円

|      |         |
|------|---------|
| 委託料  | 1,175千円 |
| 補助金  | 1,419千円 |
| 役務費等 | 1,092千円 |

(5) 15,799千円

|          |         |
|----------|---------|
| 需用費      | 7,537千円 |
| 使用料及び賃借料 | 4,203千円 |
| 役務費等     | 4,059千円 |

## 4 事業年度

(1)、(4)、(5)：平成21～25年度

(2)、(3)：平成21～23年度

## 事業体系の比較

| <b>H 2 1 年度</b><br>(当初予算額：256,741千円)                                                                          | <b>H 2 2 年度</b><br>(当初予算額：73,945千円)                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>01. 自給力アップ戦略推進対策事業</b><br>1 推進会議・フォーラム等の開催<br>2 新規作物の実証（そば、雑穀）                                             | <b>01. 継続</b> （予算額：1,611千円）<br>1 （同左）<br>2 （同左）                                                   |
| <b>02. 自給力向上基盤強化事業</b><br>1 水土里直播支援（ほ場の均平化）<br>2 農地有効活用促進支援<br>（耕作放棄地解消対策）                                    | <b>02. 拡充</b> （予算額：51,000千円）<br>1 （同左）<br>2 （同左）国事業への嵩上げに加え、県独自の支援メニューを新設                         |
|                                                                                                               | <b>03. 秋田の大豆未来戦略（新規）</b><br>（予算額：1,849千円）<br>1 ニーズに応じた大豆生産体制の構築<br>2 新技術の導入・定着と新品種の検討             |
| <b>03. 水田フル活用型サポート事業</b><br>1 新規需要米経営安定事業（米粉・飼料用米）<br>2 構畜連携促進交付金（WCS用稲）                                      | <b>03. 廃止</b>                                                                                     |
| <b>04. あきた米粉利用促進事業</b><br>1 米粉用米需要開拓事業<br>2 米粉産地育成事業（新規需要米の栽培実証）                                              | <b>04. 拡充</b> （予算額：3,686千円）<br>1 （同左）<br>2 （地域水田農業支援緊急対策事業に移動）<br>3 米粉の郷あきた推進事業（新規）               |
| <b>05. 畜産活用型自給力向上対策事業</b><br>1 飼料用米等活用定着事業<br>2 飼料用稲立毛放牧利用実証事業<br>3 汎用型飼料収穫機活用発酵TMR実証事業<br>4 牛活用型耕作放棄地再生モデル事業 | <b>05. 拡充</b> （予算額：15,799千円）<br>1 （廃止）<br>2 （4と統合）<br>3 汎用型飼料収穫機活用発酵TMR実証事業<br>4 あきた型放牧利用技術実証展示事業 |
| <b>06. マーケット対応型自給力向上対策事業</b><br>1 企業開拓員、コーディネーターの設置<br>2 情報一元化システムの整備                                         | <b>06. 他事業と統合</b>                                                                                 |

## 4. 農業発、新ビジネス展開支援事業（新規）

農林政策課

食品産業など他産業からのオファーに対応する受け皿として、農業法人等からなる担い手群（プラットフォーム）を整備し、契約取引や加工、直販など新たなビジネスに取り組む農業法人や直売組織等への総合的な支援を行う。

また、試験研究機関が、直接現場に出向いて研究成果の普及を図るとともに、現場ニーズに対応した実践的研究を関係機関と協働で実施する。

### 1 事業内容

#### (1) 農業法人等プラットフォーム整備事業 [予算額 2,009千円]

他産業からのオファーに対応できる担い手群を整備するため、啓発活動を実施するほか、直接ビジネスにつながる実需者や専門家とのマッチング及び相談会を実施する。

ア 中・外食企業等への農産物納入業者等とのネットワークの構築支援

イ 専門家による新ビジネス展開に向けた相談会等の実施

ウ 地産外消に取り組む直売所の育成・確保

《事業主体：県》

#### (2) 他産業との連携ビジネス実践事業 [予算額 5,000千円]

農業者自らが販売や加工、観光部門などを取り込み、経営の多次元化を目指すなど、新たなビジネスに挑戦する農業法人や直売組織等を支援する。

ア 農業法人等の経営の多角化への助成

○ 助成額：上限額500千円／法人等（補助率2/3以内）

○ 助成対象：2 法人等（予算1,000千円の範囲内）

食品産業との契約取引や加工品の開発など経営の多角化に取り組む農業法人等

《事業主体：農業法人等》

イ 直売所の新たな段階へのステップアップへの助成

○ 助成額：上限額1,000千円／組織（補助率1/2以内）

○ 助成対象：3 直売組織（予算3,000千円の範囲内）

新たな部門・品目等への取組や首都圏等地域外への直販など、新たな取組を実施する直売組織

《事業主体：直売組織》

ウ 直売連絡会の「看板スイーツ」共同開発費の助成

○ 助成額：500千円／連絡会（定額）

○ 助成対象：2 地区直売連絡会

ケーキ店等の菓子製造業者等と共同で「地域食材を利用した地域の顔となる商品」の開発に取り組む地区直売連絡会

《事業主体：直売連絡会》

(3) 連携ビジネスサポート事業 [予算額 11,437千円]

農業法人や集落営農、直売グループ等が、生産や加工、販売面で他産業と連携し、新たなビジネスを着実に展開できるよう、技術・経営面から支援する。

- ア 法人経営専門員の設置（設置人数：2名）
- イ 経営の多角化に取り組む農業法人等への支援
- ウ 農村女性活動の促進支援
- エ 女性起業のキャリアアップ支援

《事業主体：県》

(4) 市町村等との協働による新ビジネス研究事業 [予算額 970千円]

試験研究機関が、直接現場に出向いて迅速な研究成果の普及を図るとともに、リエゾンオフィス機能の強化により、現場ニーズを的確に把握した実践的研究を関係機関と協働で推進する。

- ア リエゾンオフィス機能の強化
- イ 市町村等との協働による試験研究の推進

《事業主体：県》

2 事業主体

- (1)、(3)、(4)：県
- (2)のア：農業法人等
- (2)のイ：直売組織
- (2)のウ：直売連絡会

3 予算額

19,416千円

(1) 2,009千円（県費）

|              |       |
|--------------|-------|
| 旅費           | 999千円 |
| 報償費          | 500千円 |
| 需用費・使用料及び賃借料 | 510千円 |

(2) 5,000千円（県費）

〔補助金 5,000千円〕

(3) 11,437千円（県費：6,603千円 繰入金：4,834千円

緊急雇用創出臨時対策基金）

|         |         |
|---------|---------|
| 人件費     | 2,880千円 |
| 報償費     | 1,710千円 |
| 旅費・需用費等 | 6,847千円 |

(4) 970千円（県費）

|          |       |
|----------|-------|
| 旅費       | 532千円 |
| 使用料及び賃借料 | 324千円 |
| 需用費      | 114千円 |

4 事業年度

平成22～25年度

# 新ビジネスの目指す食品関連産業との融合・連携のかたち

農林政策課

## 1 融合・連携のかたち

- ① 1次産業タイプ (原料供給) …… 契約取引、委託加工 →→→ 青果物等マーケティング事業 (秋食課)  
 ② 3次産業タイプ …… 加工等  
 ③ 4次産業タイプ …… レストラン、農家民宿等のサービス業  
 ④ 6次産業タイプ …… 加工、レストラン等のサービス業

農業発、  
新ビジネス展開支援事業

## 2 県内における事例

| 区分      |                | 農業サイド        | 実需者                       | 品目           |
|---------|----------------|--------------|---------------------------|--------------|
| 1次産業タイプ | 契約取引<br>(直接販売) | T法人 (仙北)     | 流通業 (量販店)                 | 米            |
|         |                | Y法人 (雄勝)     | 加工業                       | ネギ           |
|         |                | Y法人 (山本)     | 中食業 (おむすび店)               | 米            |
|         |                | Y直売所 (北秋田)   | 外食業 (レストラン等)              | 季節野菜、惣菜他     |
|         |                | N直売所 (秋田)    | 外食業 (レストラン)               | イカー一夜干し、ギバサ他 |
|         | 委託加工           | S法人 (秋田)     | 加工業、直販                    | 餅、納豆、味噌他     |
|         |                | T法人 (秋田)     | 加工業、直販                    | リンゴジュース      |
| 3次産業タイプ | 加工・販売          | O法人、S法人 (仙北) | 流通業、直販                    | いぶり漬け        |
|         |                | B法人 (北秋田)    | 流通業、直販                    | 豆腐           |
|         |                | S直売所 (仙北)    | 外食業、小売店                   | 漬物、山菜他       |
|         |                | N直売所 (雄勝)    | 中食業、小売店                   | ケチャップ、焼き肉タレ  |
| 4次産業タイプ | サービス業          | M法人 (北秋田)    | レストラン                     |              |
| 6次産業タイプ | 加工・観光<br>サービス業 | A法人 (由利)     | 加工 (きりたんぽ、ジュース他)、観光、レストラン |              |
|         |                | A法人 (鹿角)     | 加工 (きりたんぽ他)、レストラン         |              |
|         |                | T法人 (秋田)     | 加工 (洋菓子他)、軽食喫茶            |              |

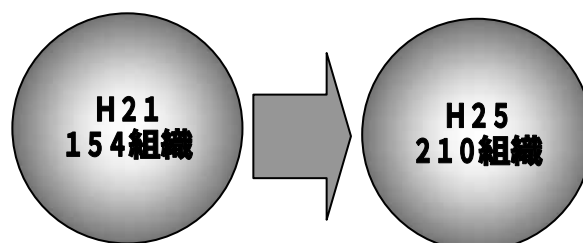
## 3 現状と目標

直売、加工、レストラン等に取り組む農業法人 146

【内訳】直売140法人、加工19法人、レストラン10法人

※複数の業態を経営している法人があるため、農業法人数と内訳の合計は一致しない。

首都圏の飲食店等に生鮮・加工品を販売する直売所 8



【参考】

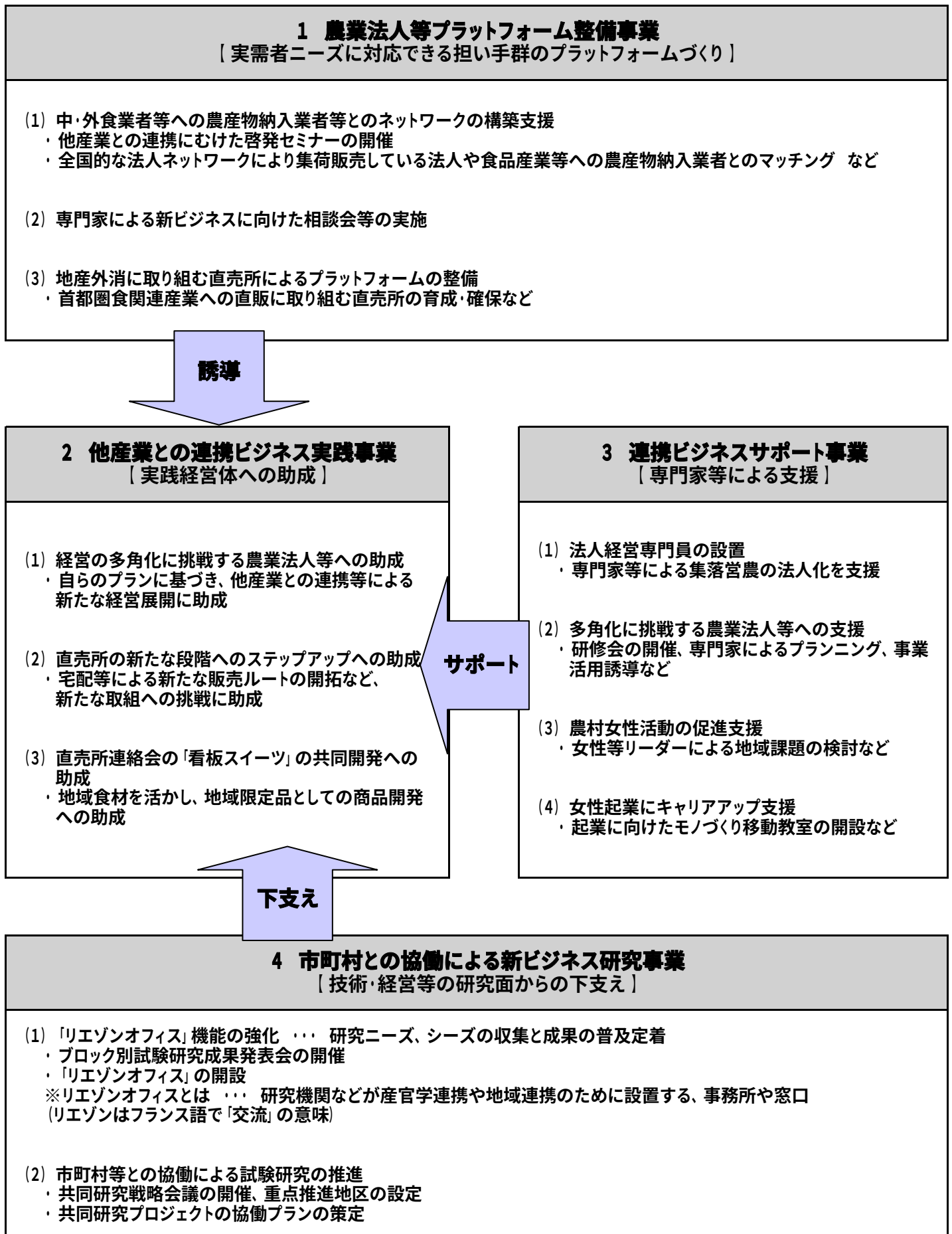
・県内の農業法人数 …… 411法人

・県内の直売所 …… 177組織

・直売や加工など経営の多角化を志向する集落営農 …… 30組織

# 「農業発、新ビジネス展開支援事業」の事業体系

農林政策課





## 5. 新規就農総合対策事業（新規）

### 農林政策課

農業の後継者のみならず、農外も含め、県内での就農を希望する若者等に対し、就農前の相談活動から就農準備・実践段階の現地指導まで一貫したきめ細かなサポート体制の下、多様な就農ニーズに対応した農業研修の実施や、雇用就農の受け皿となる農業法人等の施設整備等による総合的な就農支援を行い、地域への定着を促進する。

#### 1 事業内容

##### (1) 啓発・準備研修 [予算額 1,229千円]

農業への意欲を就農に結びつけるため、基礎的な内容の研修等を実施する。

###### ア 農業体験研修

- ・ 就農志向者等を対象に、県内の先進農家等での短期農業体験を実施。
- ・ 年間30日実施

###### イ インターネットアグリスクール

- ・ 農業に関心のある希望者を対象に、在宅での通信講座等を実施。
- ・ 研修人数：55人

###### ウ 農業経営準備研修

- ・ 新規参入希望者等を対象に、座学と農業体験を組み合わせた研修を実施。
- ・ 研修人数：20人

《事業主体：県》

##### (2) 未来を担う人づくり対策 [予算額 39,044千円]

農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。

###### ア 未来農業のフロンティア育成研修

- ・ 農業後継者等を対象に、県内の各試験場、花き種苗センターでの長期研修を実施。
- ・ 研修人数：46人（1年生28人、2年生18人）

《事業主体：市町村》

###### イ 地域で学べ！農業技術研修

- ・ 農業後継者等を対象に、市町村の実験農場等での長期研修を実施。
- ・ 研修人数：14人（1年生12人、2年生2人）

《事業主体：市町村》

###### ウ 現場で実践！農業技術研修

- ・ 県内の先進農家等において、作目別の栽培～販売の実践研修を実施。
- ・ 研修人数：5人（12ヶ月換算）

《事業主体：県》

エ 女性農業研修

- ・ 農業に興味を持つ県内在住女性を対象に、定期的な農業体験研修を実施。
- ・ 研修人数：8人

《事業主体：県》

(3) 就農準備実践研修 [予算額 28,788千円]

就農に意欲的な離職者等を対象に、農業法人等での実践研修を通じて、営農開始又は法人従業員として必要な技術・経営のノウハウを修得させ、円滑な就農に誘導する。

- ・ 対象者：21年度に雇用研修を実施し、更なるスキルアップを図る者
- ・ 研修人数：57人

《事業主体：県》

(4) “あきたで農業を”推進事業 [予算額 7,564千円]

本県に移住して農業をはじめめる就農希望者に対し、農業法人等での実践研修を通じて、農業の技術や経営のノウハウを修得させ、本県での就農を促進する。

- ・ 研修人数：5人（平成21年度から継続）

《事業主体：県》

(5) 就農しやすい環境づくり対策

（雇用人材活用型農業法人等応援事業） [予算額12,000千円]

雇用人材を活用する農業法人等が、雇用を継続しつつ行う就農トレーニング用施設等の導入に対し助成する。

- ・ 補助対象：農業用施設・機械の導入
- ・ 補助率：1／2以内

《事業主体：雇用を行う農業法人、先進農家》

(6) 就農促進サポート事業 [予算額 2,837千円]

就農相談員を配置し、きめ細かな相談活動を実施する。

- ・ 就農相談、無料職業紹介、就農支援資金の貸付事務、就農啓発活動

《事業主体：(社)秋田県農業公社》

(7) 県受入体制整備費 [予算額 9,860千円]

各農業研修を円滑かつ効果的に実施するため、県の受入体制を整備。

- ・ フロンティア育成研修の研修指導員の配置 4人

《事業主体：県》

2 事業主体

(1)、(2)のウ、エ、(3)、(4)、(7)：県

(2)のア、イ：市町村

(5)：雇用を行う農業法人、先進農家

(6)：(社)秋田県農業公社

### 3 予算額

101,322千円

- (1) 1,229千円（繰入金：679千円 地域活性化対策基金、  
諸収入：550千円）

|            |       |
|------------|-------|
| 報償費        | 430千円 |
| 旅費・需用費・役務費 | 361千円 |
| 委託料等       | 438千円 |

- (2) 39,044千円（繰入金：39,044千円 地域活性化対策基金）

|      |          |
|------|----------|
| 委託料  | 2,800千円  |
| 補助金  | 34,335千円 |
| 報償費等 | 1,909千円  |

- (3) 28,788千円（繰入金：16,379千円 地域活性化対策基金、  
12,409千円 ふるさと雇用再生臨時対策基金）

|     |          |
|-----|----------|
| 委託料 | 28,788千円 |
|-----|----------|

- (4) 7,564千円（繰入金：7,564千円 地域活性化対策基金）

|     |         |
|-----|---------|
| 報償費 | 5,820千円 |
| 旅費  | 94千円    |
| 補助金 | 1,650千円 |

- (5) 12,000千円（繰入金：12,000千円 地域活性化対策基金）

|     |          |
|-----|----------|
| 補助金 | 12,000千円 |
|-----|----------|

- (6) 2,837千円（繰入金：2,837千円 地域活性化対策基金）

|     |         |
|-----|---------|
| 補助金 | 2,837千円 |
|-----|---------|

- (7) 9,860千円（繰入金：5,905千円 地域活性化対策基金、  
3,928千円 緊急雇用創出臨時対策基金、  
諸収入：27千円）

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 報酬                    | 6,960千円 |
| （非常勤職員報酬 @145千円/月、4人） |         |
| 共済費                   | 924千円   |
| 需用費・旅費・報償費等           | 1,976千円 |

### 4 事業年度

平成22年度～

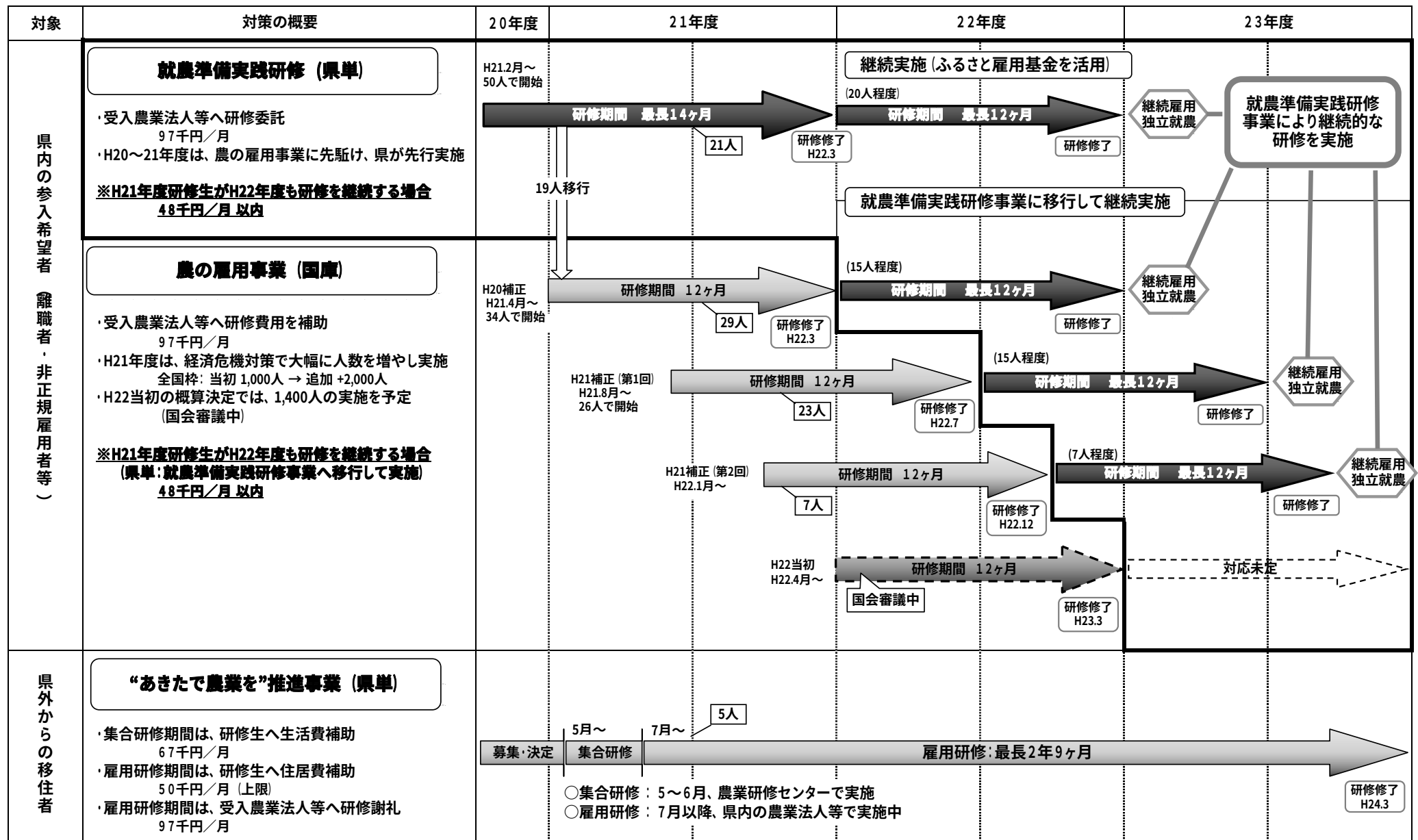
## 平成 22 年度 新規就農総合対策事業による農業研修の実施計画

(単位：人)

| 研 修 名<br>(期 間)                             | 対 象 者                       | 研 修 場 所             | 研 修 助 成                                  | 研 修 人 数 |       | 備 考                                      |
|--------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------------------------------|---------|-------|------------------------------------------|
|                                            |                             |                     |                                          | 21年度    | 22年度  |                                          |
| (1) 啓発・準備研修                                |                             |                     |                                          |         |       |                                          |
| 農業体験研修<br>(1～7日/回程度)                       | 就農志向者 等                     | 先 進 農 家 等           | 受入農家謝礼<br>3～20千円/回                       | (30日)   | (30日) |                                          |
| インターネット<br>アグリスクール(1年)                     | 就農志向者 等                     | 農業研修センター<br>等       | 受入農家謝礼<br>20千円/回                         | 3 0     | 5 5   |                                          |
| 農業経営準備研修<br>(6回)                           | Uターン者、<br>新規参入者 等           | 農業研修センター<br>等       | 受入農家謝礼<br>20千円/回                         | 2 0     | 2 0   |                                          |
| 小 計                                        |                             |                     |                                          | 5 0     | 7 5   |                                          |
| (2) 未来を担う人づくり対策                            |                             |                     |                                          |         |       |                                          |
| 未来農業の<br>フロンティア育成研修<br>(23ヶ月)              | 農業後継者 等                     | 農 業 試 験 場           | 研修生へ奨励金<br>75千円/月<br>(県70%：市町村30%)       | 1 6     | 2 0   | 1年生 28人<br>2年生 18人                       |
|                                            |                             | 果 樹 試 験 場           |                                          | 8       | 1 4   |                                          |
|                                            |                             | 畜 産 試 験 場           |                                          | 4       | 8     |                                          |
|                                            |                             | 花き種苗センター            |                                          | 4       | 4     |                                          |
| 小 計                                        |                             |                     |                                          | 3 2     | 4 6   |                                          |
| 地域で学べ！<br>農業技術研修<br>(24ヶ月)                 | 新規参入者、<br>Uターン者、<br>農業後継者 等 | 市町村<br>実験農場 等       | 研修生へ奨励金<br>75千円/月<br>(県50%：市町村50%)       | 2       | 1 4   | 1年生 12人<br>2年生 2人                        |
| 現場で実践！<br>農業技術研修<br>(1～12ヶ月)               | 新規参入者、<br>Uターン者、<br>農業後継者 等 | 先 進 農 家 等           | 研修生へ奨励金<br>10千円/月<br>研修受入先委託<br>40千円/月   | 3       | 5     |                                          |
| 女性向け農業体験研修<br>(2コース、各4回)                   | 県内在住女性                      | 先 進 農 家 等           | 受入農家謝礼<br>15千円/回<br>研修生へ旅費               | —       | 8     |                                          |
| 小 計                                        |                             |                     |                                          | 3 7     | 7 3   |                                          |
| (3) 就農準備実践研修<br>(ステップアップ研修<br>最長12ヶ月)      | 離職者、<br>非正規雇用者<br>等         | 農 業 法 人、<br>先 進 農 家 | 研修受入先委託<br>48千円/月以内                      | 3 5     | 5 7   | H21雇用研修からの継続分を対象<br>就農準備 20人<br>農の雇用 37人 |
| (4) “あきたで農業を”<br>推進事業<br>(雇用研修<br>最長2年9ヶ月) | 秋田へ移住する<br>就農希望者            | 農 業 法 人、<br>先 進 農 家 | 研修受入先謝礼<br>97千円/月<br>研修生住居補助<br>50千円/月上限 | 5       | 5     | H21から<br>継続                              |
| 合 計                                        |                             |                     |                                          | 1 2 7   | 2 1 0 |                                          |

# 本県における雇用研修事業の実施状況と今後の計画

平成22年2月 農林政策課



## 6. 農業改良資金特別会計の貸付財源返還について

団体指導室

農業改良資金助成法の改正（平成22年4月公布、10月施行予定）に伴い、平成22年下期から資金の貸付主体が県から日本政策金融公庫へ移管される予定である。については、これまで国と県が造成してきた貸付財源のうち、平成22年度上期融資所要額を除いた額を国庫及び一般会計に返還する。  
なお、特別会計は既貸付金の償還が終わる平成32年まで存続する。

### 1 事業内容

#### (1) 特別会計の貸付財源の返還

平成21年度末繰越予定額のうち、425,364千円を返還する。

|             |         |           |
|-------------|---------|-----------|
| 21年度末繰越予定額  | ①       | 432,629千円 |
| 22年度上期融資所要額 | ② (③－④) | 7,265千円   |
| 22年度上期融資額   | ③       | 40,000千円  |
| 22年度償還金     | ④       | 32,735千円  |
|             | ①－②     | 425,364千円 |

#### (2) 返還額の内訳

返還割合は貸付財源を造成した割合に準じて国2/3、県1/3となる。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 国補助金返還金 | 283,576千円 (2/3) |
| 一般会計繰出金 | 141,788千円 (1/3) |

※ 農業改良資金特別会計の財産状況（平成21年度末見込）

| 資産の部 |         | 資本・負債の部 |         |
|------|---------|---------|---------|
| 貸付金  | 191,859 | 国庫補助金   | 327,601 |
| 繰越金  | 432,629 | 一般会計繰入金 | 163,809 |
|      |         | 繰入運用益   | 133,078 |
| 計    | 624,488 | 計       | 624,488 |

単位：千円

### 2 事業主体

県

### 3 予算額

425,364千円（繰越金 425,364千円）

### 4 事業年度

平成22年度

〔参 考〕

農業改良資金の貸付実績

| 年 度         | H 1 8   | H 1 9   | H 2 0   |
|-------------|---------|---------|---------|
| 貸付件数 (件)    | 8       | 9       | 9       |
| 貸付金額 (千円)   | 55,020  | 41,685  | 41,532  |
| 年度末貸付件数 (件) | 104     | 69      | 59      |
| 年度末貸付残高(千円) | 159,584 | 158,034 | 170,493 |

## 7. 中山間地域等直接支払交付金（拡充）

### 農山村振興課

平成12年度から実施している本交付金は、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保に高い効果を発揮してきたが、中山間地域では高齢化の進行が著しいことから、将来において高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念される。

このため、平成22年度からの第3期対策は、高齢化の進行に配慮した取組みやすい制度に見直しされており、県としても本交付金について取組面積の維持・拡大を図りながら、継続して実施する。

#### 1 第3期対策の主な改善点

|                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|
| ① 高齢者が耕作できなくなった場合に、共同で支え合う農業生産活動を維持しうる仕組みを取り決めた場合に満額の単価を交付（集团的サポート型） |
| ② 自力で農業生産活動等が困難な小規模・高齢化集落の農用地について、近隣の集落が協定農用地に取り込む場合に加算措置を新設         |
| ③ 1ha未満の小規模な団地や飛び地でも合計で1ha以上あれば、協定農用地として取り込みが可能                      |

#### 2 交付対象

| 区 分    | 平成22年度当初予算                                                                | 平成21年度実績見込  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 実施市町村  | 22                                                                        | 22          |
| 協定数    | 644                                                                       | 603         |
| 協定農用地  | 12,278ha                                                                  | 11,259ha    |
| 交付額    | 1,267,741千円                                                               | 1,156,752千円 |
| 主な増加要因 | ①第2期対策で対象としてこなかった緩傾斜農用地について新たに取り組むため。<br>②集团的サポート型への取組により8割単価から10割単価への増額。 |             |

#### 3 事業主体

県、市町村

#### 4 予算額

956,772千円（国費：636,608千円 県費：319,821千円

繰入金：343千円 中山間地域等直接支払基金）

〔 補助金 955,611千円  
報償費・需用費等 1,161千円 〕

[※H21予算額 872,219千円]

#### 5 事業年度（第3期対策期間）

平成22～26年度

## 8. 農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業（新規）

### 農山村振興課

中山間地域の抱える課題を多面的な手法で解決するため、農業と食、観光が連携した6次産業の推進やグリーン・ツーリズムの活用による新たな雇用創出、地域活性化をコーディネートする人材の育成など、コミュニティ・ビジネスの関連対策を総合的に推進する。

#### 1 事業内容

##### (1) ビジネスモデル実証事業(新規) [予算額 5,200千円]

地域資源の活用と農外力との連携により、グリーン・ツーリズムに関連した旅行商品等の開発を地域協議会等へ委託し、コミュニティ・ビジネスの創出を実証する。

##### ア 観光連携プロジェクトX

みずほの里ロード沿線における、体験交流型のグリーン・ツーリズム商品の企画・開発

○ 委託先：みずほの里いきいきネット協議会

##### イ あきた農山村・旬を感じるツアー

グリーン・ツーリズムに関連した旅行商品の開発

○ 委託先：秋田県旅行業協会

##### ウ 棚田オーナー募集ツアー

条件が不利な中山間地域において棚田オーナーを募集し、経済的・労力的に支える仕組みづくりを支援

○ 委託先：地域協議会

《事業主体：県（委託先 地域協議会等）》

##### (2) モデル事業推進費(新規) [予算額 1,367千円]

コミュニティ・ビジネスを推進する人材の育成研修など、モデル育成に関する県の支援を実施する。

《事業主体：県》

##### (3) 地域資源活用型雇用創出事業(拡充) [予算額 59,798千円]

県内大規模直売所やNPO法人等において、県産農産物の販売推進や地域情報の発信を行う人材を育成する。

##### ア 総合ポータルサイトの設置と旬な情報の全国発信(継続)

○ 委託先等：秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会（3人）

##### イ 農林水産物直売所への総合案内機能の付加と売上の拡大(継続)

○ 委託先等：県内大規模直売所 7団体（9人）

##### ウ 体験型修学旅行等の受入体制の整備(継続)

○ 委託先等：NPO法人田沢湖ふるさとふれあい協議会（2人）



エ 商品開発プロジェクトへの参画と人材育成(継続)

○ 委託先等：株式会社わらび座（２人）

オ 未利用農地の活用による付加価値商品の開発と販路開拓(新規)

未利用農地を活用し、農産物の新たな加工商品の開発および販路拡大に取り組むアグリビジネスを支援する。

○ 委託先等：NPO法人（１人）

《事業主体：県（委託先 NPO法人等）》

(4) コミュニティ・ビジネス推進緊急雇用創出事業(新規) [予算額 19,885千円]

県内IT関連企業等において、グリーン・ツーリズムの情報発信等を行う者を雇用する。

ア コミュニティ・ビジネス情報戦略の強化

先行して雇用している団体と連携し、民間企業のノウハウを活かしながらグリーン・ツーリズムの情報発信力を強化する。

○ 委託先等：IT関連企業（１人） 地域情報紙出版企業（２人）

イ 新たなアグリビジネス部門の開設支援

グリーン・ツーリズム部門の開設により、体験型交流や農産物の直販を推進するほか、未利用農地を活用した新たなアグリビジネスの推進を支援する。

○ 委託先等：農業生産法人（１人） NPO法人（１人）

《事業主体：県（委託先 農業生産法人等）》

(5) 中山間地域土地改良施設等保全対策事業(継続) [予算額 5,116千円]

水田や地域用水路等の多面的機能を活用し、地域活性化を推進する「ふるさと水と土指導員」等を養成・支援する。

ア 人材の育成、地域住民活動の支援

○ Akitaふるさと活力人養成セミナー、ふるさと水と土指導員活動支援 等

イ 多面的機能の普及・啓発

○ 現地見学会・中山間フォーラムの開催、あきた農山村活力倶楽部の運営 等

《事業主体：県》

(6) グリーン・ツーリズム推進事業(継続) [予算額 4,200千円]

地域による農業体験型教育学習旅行や子ども農山漁村交流プロジェクト等の受入体制づくりを育成・支援する。

ア 集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業

○ 育成モデル数 2地区

《事業主体：県（委託先 民間企業）》

イ 県推進費

グリーン・ツーリズム実践活動のPR、農家民宿・レストランの開業支援等

《事業主体：県》

## 2 事業主体

- (1)、(3)、(4)、(6)のア：県（委託先 地域協議会、民間企業、NPO法人等）  
(2)、(5)、(6)のイ：県

## 3 予算額

95,566千円（県費：1,000千円 繰入金：94,566千円）

(1) 5,200千円

〔 委託料 5,200千円 〕

(2) 1,367千円

〔 報償費 120千円  
旅 費 757千円  
需用費等 490千円 〕

(3) 59,798千円（ふるさと雇用再生臨時対策基金）

〔 委託料 59,798千円 〕

(4) 19,885千円（緊急雇用創出臨時対策基金）

〔 委託料 19,885千円 〕

(5) 5,116千円

〔 報償費 841千円  
旅 費 1,712千円  
需用費等 2,563千円 〕

(6) 4,200千円

〔 委託料 1,227千円  
負担金 1,020千円  
需用費等 1,953千円 〕

## 4 事業年度

平成22～24年度

## 9. 青果物等マーケティング事業（新規）

### 秋田の食販売推進課

品目毎に消費者等のニーズを起点とした新たな流通・販売対策に重点的に取り組み、販売力を強化するとともに、加工・業務用需要への対応やマッチング活動の強化による販路拡大など、産地の意欲ある取組を集中的にサポートする。

また、首都圏における県産農産物の販売力の向上を図るため、マーケティング情報の迅速な収集・提供や、販促活動、販路開拓など、マーケティング活動を強化する。

#### 1 事業内容

##### (1) 青果物等流通販売活性化事業 [予算額 7,246千円]

###### ア 秋田の顔となる品目づくり

秋田の顔となる品目を戦略品目に位置付け、消費者ニーズを起点とした新たな販売戦略の実践を集中的にサポートする。

- |          |        |            |
|----------|--------|------------|
| (ア) しいたけ | (イ) ねぎ | (ウ) アスパラガス |
| (エ) 花き   | (オ) 果実 | (カ) 比内地鶏   |

###### イ 野菜等の加工・業務用需要への対応

ニーズを把握し産地の取組を誘導するほか、実需者と産地のマッチングや実践活動をサポートする。

- ・ 産地・生産者の取組誘導
- ・ 産地の実践サポート

###### ウ 産地の販売力の強化

首都圏等の販路開拓活動から得られたニーズに対応した農産物の生産を促進するとともに、産地側から農産品の良さや、新たな商品づくりを提案できる産地を育成する。

- ・ 技術営業の導入・普及
- ・ マッチングの強化とコーディネート活動のサポート
- ・ 県内企業とのマッチング支援

《事業主体：県》

##### (2) 首都圏マーケティング強化事業 [予算額 14,759千円]

###### ア 首都圏マーケティング活動の展開

マーケティング情報の収集と産地への提供や企業訪問等によるニーズの把握、個別マッチングによる販路開拓の強化と、農業団体等による販売促進活動や販路開拓をサポートする。

- (ア) マーケティング活動
- (イ) 企業開拓員の配置

《事業主体：県》

###### イ 農林水産物の宣伝

外食・中食や量販店のバイヤーを対象に、県産農林水産物や加工品等について、民間関係機関と連携しながら、首都圏等においてトップセールスや宣伝会等を開催し販路開拓・販売促進を図る。

- (ア) 「あきた“食彩まるごと”商談会」の開催

関係機関と実行委員会（構成：秋田銀行・北都銀行・物産振興会・県）を組んで開催。

- (イ) 産地見学会と商談会の開催（対象：外食・中食・小売店等バイヤー）
- (ウ) 量販店などでのトップセールス（開催場所：首都圏、関西地区）

(エ) 県産青果物の販売促進に対する助成

首都圏量販店の店頭で、秋田の野菜知識を習得した販売促進員による試食・宣伝等の実施を支援する。

- ・ 補助率：1／3以内

(オ) 食品の安全点検

- ・ 啓発セミナー等の開催
- ・ 食品ウォッチャーの設置及び食品表示110番の設置

《事業主体：(ア)～(ウ)・(オ) 県

(エ) あきた園芸戦略協議会（事務局：J A全農あきた）》

ウ 旬野菜の宣伝・販売促進

一般消費者への知名度向上と販売拡大を図るため、首都圏量販店の「秋田県産コーナー」等で、旬野菜を活用したメニュー提案や販売促進活動を実施する。

- ・ ベジフル大使（王理恵氏に委嘱）
- ・ ベジフルサポーター（首都圏内のベジフルマイスター9名に委嘱）

《事業主体：県》

エ 県オリジナル園芸品種の販路拡大

新たな販路拡大を図るため、オリジナル園芸品種（えだまめ、すいか、りんご、なし）について、首都圏の卸売市場や量販店で試食宣伝を実施する。

《事業主体：県》

(3) 秋田の食PR推進事業 [予算額 1,647千円]

- ・ 県内の産地等へ出向き、農林水産物の写真撮影及び情報収集
- ・ 収集した情報のデータベース化

《事業主体：県（委託先 民間企業（雇用人数 1名））》

2 事業主体

(1)、(2)のア、(2)のイの(ア)～(ウ)・(オ)、(2)のウ、(2)のエ：県等

(2)のイの(エ)：あきた園芸戦略対策協議会

(3)：県（委託先 民間企業）

3 予算額

23,652千円（県費：22,005千円 繰入金：1,647千円）

(1) 7,246千円（県費）

|               |         |
|---------------|---------|
| 旅費            | 4,006千円 |
| 需用費           | 1,548千円 |
| 役務費・使用料及び賃借料等 | 1,692千円 |

(2) 14,759千円（県費）

|               |         |
|---------------|---------|
| 報酬・共済費        | 3,999千円 |
| 役務費・使用料及び賃借料等 | 5,760千円 |
| 負担金・補助金       | 5,000千円 |

(3) 1,647千円（ふるさと雇用再生臨時対策基金）

（委託料 1,647千円）

4 事業年度

平成22～25年度

## 10. オーダーメイド型集出荷体制整備事業（新規）

秋田の食販売推進課

エンドユーザーが求める特定の産地や生産者グループとの直接取引の定着と拡大を図るため、課題となっている「実需者ニーズに対応した商品開発」、「実需者ニーズに対応した物流構築」を解決するモデル営農等を実践する。

### 1 事業内容

#### (1) 実需者ニーズに対応した商品開発 [予算額 2,862千円]

仲卸などが求める花きや青果物の商品開発と新たな生産拡大のため、モデル営農を実践する。

ア 複数の生産者のネットワーク化

イ 選別・調製作業の共同化

ウ 生産者自身によるマーケティング活動

#### (2) 低コスト物流システムの構築 [予算額 1,200千円]

多様なニーズに対応した取り引きを実践するため、輸送コストの低減や新たなルートづくりを行う。

ア 業務用の野菜や花き等での通いコンテナの利用及び混載輸送による低コスト輸送

イ 地元市場の転送機能を活用した新たな輸送・販売ルートづくり

### 2 事業主体

(1)：県（委託先 農業法人、集落営農組織等）

(2)：県（委託先 JA等）

### 3 予算額

4,062千円（県費）

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 委託費                       | 3,200千円 |
| （(1)：2,000千円 (2)：1,200千円） |         |
| 旅費                        | 580千円   |
| 使用料及び賃借料等                 | 282千円   |

### 4 事業年度

平成22～24年度

# オーダーメイド型集出荷体制整備事業

## ～ 他産地との競争に負けない先駆的モデル営農の実践 ～

### 1. 実需者ニーズに対応した商品開発

エンドユーザーが求める特定の産地や特定の生産者グループとの直接取引の定着と拡大

生産者のネットワーク

出荷数量の拡大  
・契約取引の実現  
選別・調製の分業化（共同化）  
・個別の農業経営資源を共有・補完

「花き」の産地パック商品開発(例)

「くだもの」の業務用向け商品開発(例)

実需者ニーズ  
産地パック

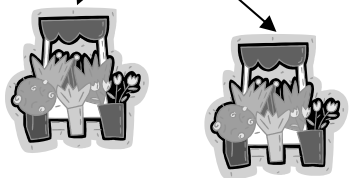
商品開発  
契約販売



生産者ネットワーク

仲卸業者

仲卸を活用した物流



県内外の小売店・量販店

他の花きとの抱き合わせによる販売拡大

県内の花き産地への波及

実需者ニーズ  
夏秋イチゴ

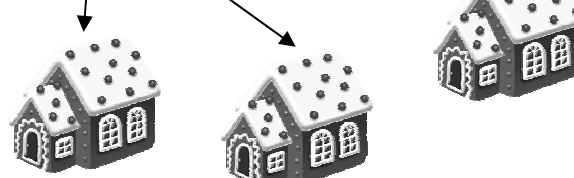
新品種導入  
契約販売



生産者ネットワーク

納入業者

納入業者を活用した物流



お菓子メーカー

県の立地条件を活かした有利販売

県内の集落営農組織への波及

### 2. 低コスト物流システムの構築

遠隔産地として、不利な輸送コストを低減し、商品の競争力を向上

低コスト物流  
システム構築

多様なニーズに対応  
・実需者別・品目別の輸送  
ルートを開拓

低コスト輸送体系(例)

(1) 通いコンテナ利用  
・業務用キャベツ等の通いコンテナ  
輸送



(2) 混載輸送  
・関西市場に対する複数品目を混載  
する定期便仕立て



(3) 地元市場活用  
・地元市場からの転送機能を活用



様々な物流を活用して、低コスト化を実証する

既存物流の低コスト化

多様な取引の定着と拡大

## 1 1 . 県産農産物・食品輸出促進事業(拡充)

### 秋田の食販売推進課

県産農産物・食品の販売拡大を図るため、台湾や香港をターゲットとしてフェア開催等の販売促進活動を継続して実施するとともに、マスメディアを活用したプロモーションを実施する。また、ロシアへの新たな輸出ルートの開拓等に取り組む。

#### 1 事業内容

フェア開催等の販売促進活動を実施する。

##### (1) 東アジア販路拡大支援事業（継続） [予算額：4,000千円]

- ・ 台湾バイヤー招へい
- ・ 台湾、香港でのフェアの実施
- ・ ロシアへの販路開拓に向けた企業訪問・商談会

##### (2) 県産品台湾定着推進事業（新規） [予算額：1,882千円]

今年度、実施した台湾における効果的な販売活動手法の調査結果を踏まえて、県産農産物の知名度向上を図るため、マスメディアを活用してPRする。

- ・ 報道関係者向け試食会
- ・ WE Bサイトによる宣伝PR

#### 2 事業主体

(1)：県、(社)秋田県貿易促進協会

(2)：(社)秋田県貿易促進協会

#### 3 予算額

5, 8 8 2 千円（県費）

(1) 4, 0 0 0 千円

|              |             |
|--------------|-------------|
| 負担金          | 2, 4 8 0 千円 |
| 旅 費          | 1, 2 7 0 千円 |
| 需用費、報償費、役務費等 | 2 5 0 千円    |

(2) 1, 8 8 2 千円

|     |             |
|-----|-------------|
| 負担金 | 1, 8 8 2 千円 |
|-----|-------------|

#### 4 事業年度

平成22～25年度

## 12. 米粉製粉施設整備事業（新規）

秋田の食販売推進課

本県の米粉用米の安定的な需要を創出するため、生産者団体と民間企業との連携に基き、県産新規需要米を製粉するための施設整備を支援する。

### 1 事業内容

「あきた瑞穂の舞」を中心とした県産新規需要米（JA全農あきた）の製粉施設の整備を支援する。

- (1) 事業量 製粉施設1棟（1,533m<sup>2</sup>）、製粉機械等一式
- (2) 事業費 800,000千円
- (3) 処理能力 1,440（t／年） ※玄米換算：1,800t
- (4) 建設地 栃木県上三川町（上三川工業団地内）
- (5) 補助率 1／2以内

### 2 事業主体

瑞穂食品株式会社（日本製粉（株）の子会社）

### 3 予算額

400,000千円（国費）  
〔補助金 400,000千円〕

### 4 事業年度

平成22年度



# 13.“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業（拡充）

## 水田総合利用課

認定農業者や集落営農組織等の担い手の経営を発展させるため、複合経営の拡大と、農産物の加工等による高付加価値化や契約栽培などによる経営の多角化に取り組む発展型の経営体に対し支援する。

### 1 平成22年度拡充

#### (1) 加工・直売用作目の生産に必要な施設・機械

経営の多角化を更に推進するため、加工・直売用作目の生産に必要な施設・機械を助成対象に追加。

#### (2) 先進的農業生産設備

農業経営のモデルとなる経営体を育成するため、LED電照設備等、先進的な農業生産設備を助成対象に追加。

#### (3) 優良雌牛の自家保留

優良な雌牛の自家保留を促進し、生産される子牛の資質向上と経営の安定を図るため、繁殖用雌牛に「保留型」を追加。

### 2 事業内容

#### (1) 助成対象品目

ア 水稻、麦、大豆

イ 野菜（ねぎ、アスパラガス、ほうれんそう、トマト、きゅうり、メロン、スイカ、キャベツ等）、果樹（りんご、なし、ぶどう等）、しいたけ、花き、葉たばこ、畜産（肉用牛・比内地鶏）等

#### (2) 助成内容

担い手の経営発展に必要な機械・施設等の導入に対して助成する。

|               |                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水 稻           | 直播機、無人ヘリコプター、田植機、トラクター、コンバイン等<br>※直播機以外は、組織経営体に限り助成<br>※直播機、無人ヘリコプター以外の一般的な農機については、集落型農業法人設立後、1年間に限り助成 |
| 大豆・麦          | 播種機、防除機、コンバイン等<br>※組織経営体に限り助成                                                                          |
| 野菜、果樹、花き、葉たばこ | パイプハウス、管理機、防除機、収穫機、先進的農業生産設備等                                                                          |
| しいたけ          | パイプハウス、冷暖房機、予冷库等                                                                                       |
| 肉 用 牛         | 繁殖用雌牛（導入型、保留型）、牛舎等                                                                                     |
| 比内地鶏          | 簡易鶏舎等                                                                                                  |
| 加工・直売         | 加工直売用施設・機械、パイプハウス、管理機、収穫機等                                                                             |

### 3 事業主体

認定農業者、認定就農者、農業法人、集落営農組織、農作業受託組織  
（補助率 1／3以内、定額）

### 4 予算額

400,000千円（県費）

### 5 事業年度

平成21～22年度

## 14. 土壌環境総合対策事業（拡充）

### 水田総合利用課

カドミウムによる汚染米の発生が懸念される地域において、カドミウムの吸収抑制栽培や濃度調査（ロット調査）を実施し、カドミウム含有米の生産・流通防止対策の強化を図るとともに、汚染米の買入・処理を実施し、安全・安心な秋田米の生産流通を総合的に確保する。

また、農用地土壌汚染防止法の地域指定要件の改正が予定されていることから、新基準値に対応した細密調査※を実施する。

※細密調査：立毛玄米中及び土壌中のカドミウム濃度調査

#### 1 事業内容

##### (1) 土壌汚染対策事業（継続） [予算額 19,139千円]

カドミウム含有米が発生するおそれがある地域において、含有米の発生防止を図るためのカドミウム吸収抑制栽培の指導・啓発活動を実施するほか、低コストで環境にやさしい土壌修復技術として期待される植物浄化技術（ファイトレメディエーション）実証ほを設置し、地域における推進体制の確立を図る。

##### ア 土壌環境改善推進事業

栽培管理指導・啓発資料作成及び植物浄化技術実証ほへの支援

《事業主体：県、県協議会》

##### イ 有害物質吸収抑制対策事業

カドミウム吸収抑制資材（ヨウリン、ケイカル）の散布

《事業主体：県（委託先 市町村）》

##### (2) 土壌汚染対策調査事業（新規） [予算額 5,232千円]

米のカドミウム国内基準値（食品衛生法規格基準）が1.0ppm未満から0.4ppm以下に改正されることに伴い、農用地土壌汚染防止法の指定要件の改正も見込まれることから、新基準値に対応した調査を実施し、汚染地域を特定する。

《事業主体：県（委託先 民間企業（分析機関））

##### (3) 安全な米生産流通対策事業（継続） [予算額 1,939千円]

出荷団体が行っている米の濃度分析調査（自主ロット調査）の分析精度を確保するため、民間分析機関（計量証明事業者登録分析機関）に同一試料の分析を委託し、分析値のクロスチェックを行う。

《事業主体：県（委託先 民間企業（分析機関））

##### (4) 安心秋田米確保事業（継続） [予算額 13,266千円]

これまでの細密調査で汚染が確認された地域において、恒久対策等により汚染が解消されるまでの間、県がロット調査を行い出荷米の安全性を確認する。

また、県や出荷団体によるロット調査の結果、カドミウム濃度が1.0ppm以上となった汚染米の流通防止と稲作農家の経営安定を図るため、県が買入・処理を行う。

ア ロット調査に関する経費

細密調査の結果、汚染が確認された地域は県がロット調査を実施

イ カドミウム汚染米の買入・処理の実施

カドミウム濃度1.0ppm以上の汚染米の買入・焼却処理

《事業主体：県（委託先 J A全農あきた、県主食集出荷商業組合、民間企業）》

2 事業主体

(1)のア：県、県協議会、

(1)のイ：県（委託先 市町村）

(2)、(3)：県（委託先 民間企業（分析機関））

(4)：県（委託先 J A全農あきた、県主食集出荷商業組合、民間企業）

3 予算額

39,576千円（国費：12,899千円 県費：24,808千円 繰入金：1,869千円）

(1) 19,139千円（国費：12,899千円 県費：6,240千円）

ア 15,128千円

|         |         |
|---------|---------|
| 賃金・共済費  | 624千円   |
| 旅費・需用費等 | 3,164千円 |
| 負担金     | 2,340千円 |
| 補助金     | 9,000千円 |

イ 4,011千円

〔委託料 4,011千円〕

(2) 5,232千円（県費：3,363千円 繰入金：1,869千円

緊急雇用創出臨時対策基金）

|        |         |
|--------|---------|
| 賃金・共済費 | 1,869千円 |
| 需用費等   | 963千円   |
| 委託料    | 2,400千円 |

(3) 1,939千円（県費）

|         |         |
|---------|---------|
| 旅費・需用費等 | 539千円   |
| 委託料     | 1,400千円 |

(4) 13,266千円（県費）

ア 6,446千円

〔委託料 6,446千円〕

イ 6,820千円

|         |         |
|---------|---------|
| 需用費・役務費 | 5,875千円 |
| 委託料     | 945千円   |

4 事業年度

(1)、(3)、(4)：平成15年度～

(2)：平成22～26年度

## 15．地域水田農業支援緊急対策事業（新規）

### 水田総合利用課

全ての米販売農家を対象とする米戸別所得補償モデル事業が導入されるなど、国の農業政策が大きく変わることを受け、新たな米政策を円滑に進めるとともに、新制度に即した地域水田農業を速やかに確立するため、県独自の緊急支援策を実施する。

#### 1 事業内容

##### (1) 地域調整活動推進事業 [予算額 20,000千円]

新たな米政策の趣旨や支援策を農家等に周知するとともに、米の需給調整の円滑な推進と、転作作物の効率的な生産に必要な地域調整活動等に助成する。

- ・ 補助率：定額（21年度の生産調整実施農家数及び転作実施面積により算定）
- ・ 助成対象：市町村

##### (2) 地域水田農業支援緊急対策交付金 [予算額 350,000千円]

国の助成水準が大幅に低下する「大豆」や「そば」、「地力増進作物」、「野菜・花き等の地域特認作物」に対して助成し、地域の特色・独自性を活かした産地づくり活動に助成する。

- ・ 補助率：定額（21年度の生産調整実施農家数及び転作実施面積により算定）
- ・ 助成対象：地域水田農業推進協議会

##### (3) 秋田米・えだまめの販路開拓 [予算額 20,000千円]

###### ア 秋田米販売対策緊急支援事業

秋田米の販売促進を目的とした「あきた米販売戦略会議」を設置するとともに、新たな需要先の開拓や、早期売り切りに向けた販売促進活動等に対して助成する。

###### ① 「あきた米」販売戦略会議設置事業

あきた米の早期売り切りに向けた新たな販売戦略を策定する。

###### ② 売り切り活動緊急支援事業

販売戦略に基づく緊急販売対策の実施に助成する。

- ・ 補助率：1／3以内
- ・ 助成対象：JA等

###### イ えだまめプロモーション事業

えだまめ販売戦略の策定とJA等による販売促進活動等の取組を支援する。

###### ① えだまめ販売戦略会議設置事業

日本一産地に向けた生産、販売、産地連携等の販売戦略を策定する。

###### ② えだまめ産地プロモーション事業

販売戦略に基づく販売促進活動に助成する。

- ・ 補助率：1／3以内
- ・ 助成対象：JA等

(4) 転作作物生産拡大対策事業 [予算額 110,000千円]

転作を活用して生産拡大を図る「新規需要米」と「えだまめ」について、作業の合理化・効率化等に必要な機械施設の導入に対して助成する。

ア 新規需要米生産体制緊急整備事業

共同利用機械、乾燥・調製機械等への支援

- ・ 補助率：1／3以内
- ・ 助成対象：農業法人、集落営農組織等の組織経営体

イ えだまめ日本一産地条件整備対策事業

収穫・調製用機械、耕土改良用機械への支援

- ・ 補助率：1／3以内
- ・ 助成対象：認定就農者、認定農業者、農業法人、集落営農組織等

2 事業主体

(1)：市町村

(2)：地域水田農業推進協議会

(3)のアの①、イの①：県等

(3)のアの②、イの②：JA等

(4)のア：農業法人、集落営農組織等の組織経営体

(4)のイ：認定就農者、認定農業者、農業法人、集落営農組織等

3 予算額

500,000千円

(1) 20,000千円（県費）

〔補助金 20,000千円〕

(2) 350,000千円（県費）

〔交付金 350,000千円〕

(3)のア 7,100千円（県費）

〔旅費・需用費等 532千円  
負担金 568千円  
補助金 6,000千円〕

(3)のイ 12,900千円（県費）

〔旅費・需用費等 3,250千円  
委託料 3,150千円  
補助金 6,500千円〕

(4) 110,000千円（県費）

〔補助金 110,000千円〕

4 事業年度

(1)、(2)、(3)のア、(4)：平成22～23年度

(3)のイ：平成22～24年度

## 16. のばせ1集落1戦略団地推進事業（新規）

### 農畜産振興課

平成19年度から21年度にかけて、「1集落1戦略団地推進事業」を実施し、203の集落営農組織において「もうかる経営実践ほ」を設置する等、複合化支援を実践した。

この事業により複合化の芽が出つつあるが、経営改善支援やブランド化など更なる支援が必要である。

そのため、普及指導員が支援チームを構成し、水稻、大豆、複合作目の栽培技術だけでなく、組織全体の経営改善やブランド化など販売促進に向けたサポートも含め、集落営農組織をトータルで支援する。

#### 1 事業内容

##### (1) 総合支援タイプ 20カ所（3カ年固定）

ブロックローテーションが可能な集落営農組織等において、水稻、大豆、複合作目の栽培実証だけでなく、経営改善支援等も実施。

組織支援は、「作物担当＋園芸担当＋経営担当」によるチームで実施。

##### (2) 複合化支援タイプ 90カ所（単年度）

新たに複合作目の導入を希望する集落営農組織に対して、実証ほ等を通じて栽培技術等、複合化への取組支援を実施。

#### 2 事業主体 県

#### 3 予算額

15,070千円（県費）

|          |         |
|----------|---------|
| 使用料及び賃借料 | 3,147千円 |
| 需用費      | 5,250千円 |
| 役務費等     | 6,673千円 |

#### 4 事業年度

平成22～24年度

## 17. 戦略的園芸推進事業（新規）

### 農畜産振興課

園芸作物の急成長型産地を創出するため、全県的な生産振興対策及び県が指定した産地における重点支援等を行うほか、発光ダイオード等の先端技術による生育制御等の新技術の確立を図る。

また、県育成オリジナル品種等の生産者への早期普及拡大を図るため、PR活動や種苗増殖体制の強化などに取り組む。

#### 1 事業内容

##### (1) 生産振興対策事業 [予算額 4,989千円]

野菜・果樹・花きの生産振興を図るため、産地分析、生産マニュアルの作成・普及、技術実証ほの設置、研修会の開催などを実施するほか、花粉交配用みつばちの需給対策や加工業務用野菜の生産振興対策などを実施する。

ア 野菜・果樹・花きの生産振興

イ 生産振興に係る各種協議会負担金（秋田花の国づくり推進協議会他）

ウ 補助金

実需者ニーズを的確に捉えながら、新規販路の開拓や既存販路の拡大に取り組む活動を支援する。

- ・ 事業主体：JA花き部会（4団体）
- ・ 補助率：1／2

《事業主体：県、JA部会》

##### (2) ベジ・フル・花ばな“2010産地戦略”事業 [予算額 3,627千円]

重点的に支援する産地を指定し、関係機関からなる支援チームが必要に応じた支援メニューを策定して支援する。

- ・ 対象産地：鹿角「北限のもも」、山本：「リンドウ」等 全県9カ所

《事業主体：県、JA、JA部会等》

##### (3) 産地競争力強化対策事業 [予算額 65,000千円]

産地競争力の強化を図るための施設等を整備する。

- ・ 整備内容：野菜集出荷予冷施設（三種町鵜川：ねぎ、キャベツ、ごぼう）
- ・ 事業費：1億3千万円（うち国費1／2）

《事業主体：秋田やまもと農協》

(4) 発光ダイオードによる生育・環境制御技術実用化事業 [予算額 459千円]

野菜・花き・きのこにおける生育・環境制御技術の開発・実証。

- ・ 野菜：青色ダイオードによるイチゴの生育制御実証（雄勝地域振興局農林部）
- ・ 花き：白色ダイオード等による輪ギクの生育制御技術の確立（農業試験場）
- ・ きのこ：色の違いによるきのこの環境制御技術の開発（森林技術センター）

《事業主体：県》

(5) 先進技術利用研究推進事業 [予算額 1,882千円]

発光ダイオードを活用した生育・環境制御技術実証の補助員を雇用。

- ・ 雇用場所及び雇用人数：農業試験場（1名）

《事業主体：県》

(6) 産地導入促進事業 [予算額 234千円]

ア 出願前評価等調査

品種登録出願前のオリジナル園芸品種候補について、市場評価などマーケティングを実施。

イ 品目別産地連携プロジェクト推進

品目別（えだまめ、すいか、メロン、なし、りんご）にオリジナル品種の栽培特性の調査と高位安定生産の普及を図る。

《事業主体：県》

(7) 新品種消費需要拡大推進事業 [予算額 1,874千円]

秋田の顔となる新品種の消費地や市場でのトップセールス及びベジフル大使やサポーターによるPR、実需者等の産地招へい、県内観光地への供給拡大等により需要を喚起する。

《事業主体：県、JA、JA部会等》

(8) 種苗増殖供給円滑化事業 [予算額 2,096千円]

- ・ 種苗の原種維持と種苗の生産指導（農業試験場）  
「こまちホワイトドレス」（トルコギキョウ）種子のペレット化等
- ・ 種苗生産関係機械施設（ロータリー）の整備
- ・ 補助率：1／2

《事業主体：秋田県農業公社》

## 2 事業主体

- (1)：県、JA部会
- (2)、(7)：県、JA、JA部会等
- (3)：秋田やまもと農協
- (4)、(5)、(6)：県
- (8)：秋田県農業公社



### 3 予算額

80,161千円（国費：65,000千円、県費：13,279千円、繰入金：1,882千円）

(1)： 4,989千円（県費）

|         |         |
|---------|---------|
| 需用費     | 1,410千円 |
| 負担金     | 300千円   |
| 補助金     | 325千円   |
| 旅費、委託料等 | 2,954千円 |

(2)： 3,627千円（県費）

|           |         |
|-----------|---------|
| 旅費        | 1,415千円 |
| 需用費       | 1,322千円 |
| 使用料及び賃借料等 | 890千円   |

(3)： 65,000千円（国費）

|     |          |
|-----|----------|
| 補助金 | 65,000千円 |
|-----|----------|

(4)： 459千円

|     |       |
|-----|-------|
| 委託料 | 220千円 |
| 需用費 | 140千円 |
| 旅費  | 99千円  |

(5)： 1,882千円（繰入金：緊急雇用創出臨時対策基金）

|     |         |
|-----|---------|
| 賃金  | 1,651千円 |
| 共済費 | 231千円   |

(6)： 234千円（県費）

|          |       |
|----------|-------|
| 旅費       | 146千円 |
| 使用料及び賃借料 | 23千円  |
| 需用費等     | 65千円  |

(7)： 1,874千円（県費）

|     |         |
|-----|---------|
| 委託料 | 1,000千円 |
| 報償費 | 170千円   |
| 旅費等 | 704千円   |

(8)： 2,096千円（県費）

|          |         |
|----------|---------|
| 補助金      | 582千円   |
| 賃金・共済費   | 225千円   |
| 委託料・需用費等 | 1,289千円 |

### 4 事業年度

平成22～24年度

## 18. 先進的畜産経営体育成事業（拡充）

### 農畜産振興課

先進的な生産方式に取り組む大規模畜産経営体等を支援するため、畜舎や畜産物の加工直売施設の整備に要する経費に対して助成する。

#### 1 事業内容

##### (1) 地場産食材供給施設等設置事業

地場産生乳を活用した乳製品加工施設等の整備に助成する。

ア 設置場所：羽後町（旧明通小学校の校舎を活用）

イ 整備内容：乳製品(チーズ)加工施設

・ 建物改修

・ 器具・機材整備（冷蔵庫ほか） 一式

ウ 補助率：1／2以内（国費）

##### (2) 企業畜産立地促進事業（新規）

企業畜産の誘致が可能な候補地の調査や市町村との協力体制の構築による受け入れ体制の整備に取り組むとともに、企業畜産の円滑な誘致を推進するあきた企業畜産サポートプランの創設を検討する。

#### 2 事業主体

(1)：雄勝酪農農業協同組合

(2)：県

#### 3 予算額

10,254千円（国費：10,000千円 県費：254千円）

(1) 10,000千円（国費）

〔補助金 10,000千円〕

(2) 254千円（県費）

〔旅費 233千円  
需用費 21千円〕

#### 4 事業年度

平成22年度

## 19. 秋田県獣医師職員確保対策事業（新規）

### 農畜産振興課

食の安全・安心の確保の取り組み、動物愛護対策、家畜防疫衛生に加え、高病原性鳥インフルエンザやBSEなど人獣共通感染症の防疫対策に関する業務など、公務員獣医師が果たすべき職務及び社会的使命が格段に重みを増してきているなか、秋田県では獣医師職員が不足しており、その確保が喫緊の課題となっている。

このため、獣医系大学の学生に対し、公務員獣医師の業務の意義や魅力を多方面からPRするとともに、修学資金を給付して就学を容易にすること等により、学生を本県に誘導し、職員の確保を図る。

#### 1 事業内容

##### (1) 獣医師修学資金給付事業

###### ア 産業動物獣医師修学資金

対 象：農林水産部局に就職を希望する学生

貸与月額上限：12万円

事業主体：(財)秋田県農業公社（補助率：県 1/2 中央畜産会 1/2）

###### イ 獣医学生修学資金

対 象：公衆衛生部局等に就職を希望する学生

貸与月額上限：12万円

事業主体：県

##### (2) 受験者確保対策

ア 企画立案型スキルアップ研修事業（職員の長期・短期研修）

イ インターンシップ受入支援事業（学生の職場実習受け入れ対策）

ウ 県外採用選考実施事業（首都圏会場での採用選考試験実施）

エ 獣医系大学への事業PR

#### 2 事業主体

(1)のア：秋田県農業公社

(1)のイ、(2)：県

#### 3 予算額

15,931千円（県費）

(1) 12,960千円

|   |     |                      |   |
|---|-----|----------------------|---|
| 〔 | 補助金 | 4,320千円（産業動物獣医師修学資金） | 〕 |
|   | 貸付金 | 8,640千円（獣医学生修学資金）    |   |

(2) 2,971千円

|   |      |         |   |
|---|------|---------|---|
| 〔 | 旅 費  | 1,904千円 | 〕 |
|   | 補助金  | 900千円   |   |
|   | 役務費等 | 167千円   |   |

#### 4 事業年度

平成22年度～

# 今後の獣医師確保対策について

生 活 衛 生 課  
農 畜 産 振 興 課

県に在職する獣医師については、今後３年間で総数86名のうち18名が定年退職する見込みであるほか、50歳代が全体の44%を占めるなど獣医師確保は喫緊の課題となっています。

一方、昨今の獣医学生の就職状況をみると、ペットなど小動物志向の高まりとあいまって公務員志向は減少基調をたどっており、公務員獣医師の確保が全国的に極めて困難な状況となっております。

こうしたことから、県として業務遂行上必要な獣医師を確保する対策について、昨年９月、関係課職員をメンバーとするワーキンググループを設置し、様々な観点から検討を進めてきましたので、その検討結果と平成22年度からの取り組みについて報告します。

## 【公務員獣医師を巡る情勢】

### 1 増大する業務量

獣医師の職務は、食品衛生、食肉衛生検査、動物愛護、家畜防疫衛生などに加え、高病原性鳥インフルエンザやBSEなど人獣共通感染症の防疫対策、食品の安全・安心の確保に関する業務などが大幅に増加している。

### 2 獣医学生の就職動向

#### (1) 小動物志向の高まり

近年の獣医系大学生の就職志向は小動物診療分野にシフトしており、公務員分野への就職者数は減少の一途を辿っている。

#### (2) 今後の見通し

国がとりまとめた、「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、今後とも新規獣医師が小動物診療分野に集中し、公務員獣医師の確保がさらに困難になると予測されている。

## 【本県獣医師の配置状況】

### 1 在職者数の推移等

(1) 畜産分野では平成12年度以降、公衆衛生分野では平成16年度以降、新規採用が抑制され、在職者数はいずれの分野においても減少している。

(2) 平成20年度から採用試験を再開し、平成21年度に２名を採用した。

## 2 年齢構成

- (1) 現時点で在職している86名の正職員のうち、40代以上が全体の8割を占めるなど極めてバランスの悪い年齢構成となっている。
- (2) 平成23年度までの3か年度で18名が定年退職する見込みである。

## 3 これまでの獣医師確保対策

- (1) 従来は、獣医師の出身大学を中心とした人脈を活用するなどにより確保を図っていたが、長く新規採用がなかったこともあり、その間は特段の確保対策を講じることはなかった。
- (2) 採用が再開された平成20年度の採用試験に際して、大学訪問・説明会の開催、試験の複数回実施などの取り組みを始めた。

### 【今後の獣医師確保対策】

#### 1 獣医師の処遇向上

##### (1) 初任給調整手当

本年4月から、初任給調整手当を支給する。（「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正）

- ・支給上限額 30,000円
- ・支給期間 15年以内

##### (2) 女性獣医師が働きやすい環境づくり

女性獣医師が産休、育休などを取得しやすい環境をつくるため、代替職員の確保に努めるほか、弾力的な異動などにより他の職員に大きな負荷がかからないよう、最大限配慮する。

##### (3) 企画立案型研修制度の創設

獣医師職員による主体的なキャリアアップを支援し、モチベーションを高める取り組みとして、企画立案型研修制度を創設する。

- ・平成22年度当初予算計上額 800千円

## 2 受験者の確保

### (1) 採用試験関係

広く優秀な獣医師を確保するために、必要に応じて選考試験を複数回行うとともに、獣医学生が多く学ぶ首都圏においても採用試験を実施する。

- ・平成22年度当初予算計上額 759千円

## (2) 受験に向けた環境づくり

ア 中期的な人材確保を図るため、獣医学部に在籍する学生を対象に、産業動物獣医師育成に係る国の既存修学資金給付制度の活用に加え、秋田県修学資金給付制度を創設する。

- ・既存の修学資金給付制度（農林水産部局に就職を希望する学生を対象、貸与月額上限 12万円）

平成22年度当初予算計上額 4,320千円（事業費8,640千円、県1/2、国1/2）

- ・条例の創設による修学資金給付制度（公衆衛生部局等に就職を希望する学生を対象、貸与月額上限 12万円）

平成22年度当初予算計上額 8,640千円（県10/10）

イ 4、5年次に在籍する学生を対象にした、インターンシップ受入支援制度を創設する。

- ・平成22年度当初予算計上額 900千円

ウ 学生説明会を実施する獣医系大学（学部）の対象を拡大する。

- ・平成22年度当初予算計上額 512千円

## 3 その他の確保対策

### (1) 再任用制度の活用

新規採用者の確保状況に応じ、緊急的な対応策として、再任用制度を最大限に活用する。

## 20. 統合家畜市場（仮称）整備事業（新規）

### 家畜生産対策室

本県では、鹿角、広域由利、大曲の3つの家畜市場が開設され、年間約6千頭の肉用子牛等が取引されているが、1市場1回当たりの平均上場頭数が300頭を下回るなど、他産地に比べて規模が小さいことから、集約化により取引規模を拡大し、適正な価格形成と市場運営の効率化を図ることが課題となっている。

このため、県内の家畜市場の統合・一本化により、肉用牛振興の新たな拠点となる近代的・機能的な施設を整備し、肉用牛産地としての競争力を強化する。

#### 1 事業内容

- (1) 敷地造成（測量・実施設計費、工事費） 補助率：県50%
- (2) 施設整備（実施設計費） 補助率：県85%
- (3) 統合家畜市場検討委員会・幹事会の開催等

○実施箇所：由利本荘市大谷地内（敷地面積 約6ha）

#### 2 事業主体

- (1)、(2)：秋田しんせい農業協同組合  
新市場の開設・運営主体は3農協出資の新法人  
（H22年度設立予定）

- (3)：県

#### 3 予算額

120,404千円（県費）

|           |          |
|-----------|----------|
| 補助金（敷地造成） | 92,000千円 |
| 補助金（施設整備） | 27,200千円 |
| 旅費        | 1,042千円  |
| 需用費・使用料   | 162千円    |

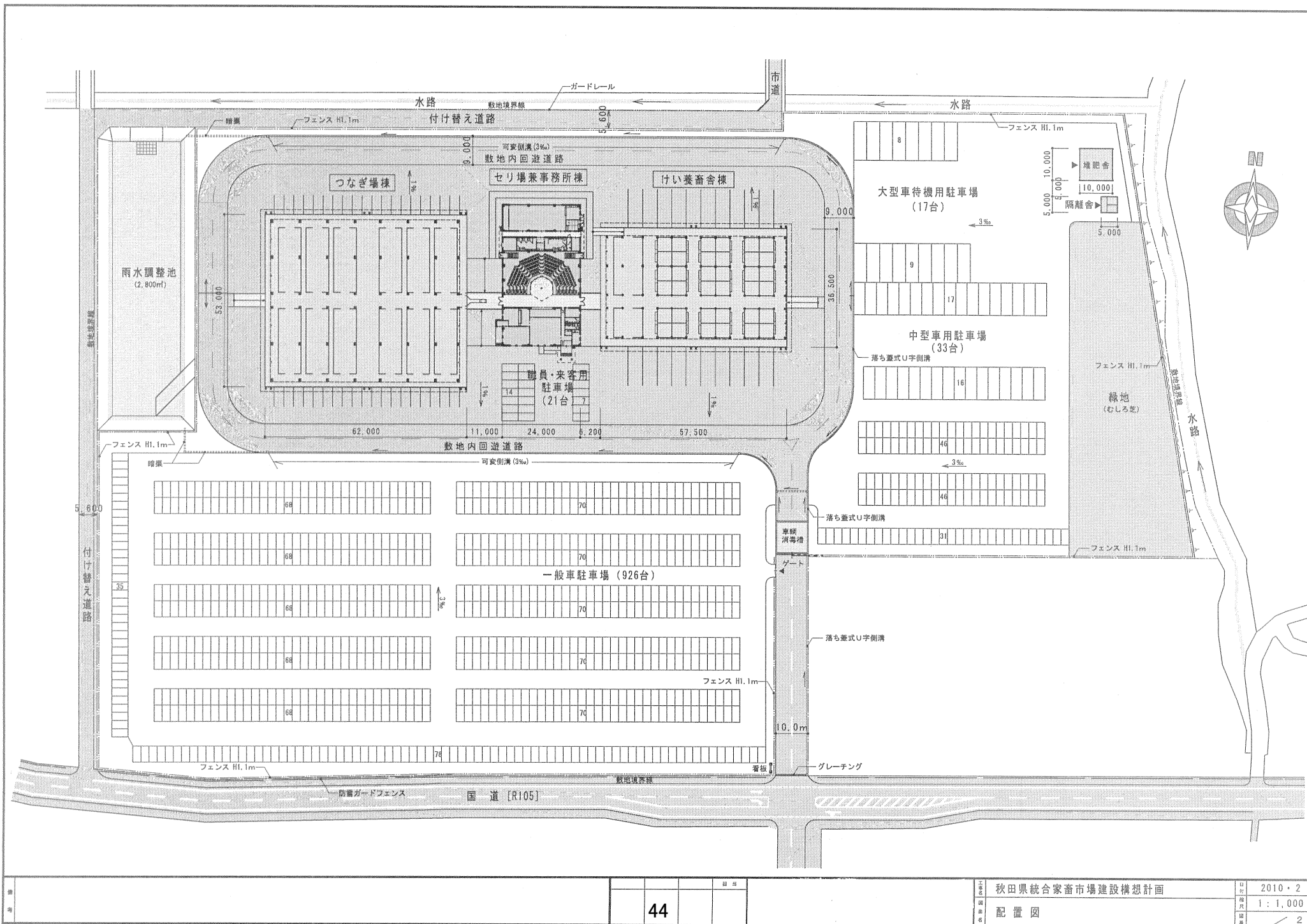
#### 4 事業年度

平成22～23年度

（単位：千円）

| 年度  | 区 分                  | 事業主体     | 概算事業費     | 費 用 負 担          |                 |                  |
|-----|----------------------|----------|-----------|------------------|-----------------|------------------|
|     |                      |          |           | 県                | 由利本荘市           | JAしんせい           |
| H22 | 敷地造成<br>（実施設計費、工事費）  | 秋田しんせい農協 | 184,000   | 92,000<br>(50%)  | 92,000<br>(50%) |                  |
|     | 施設整備<br>（実施設計費）      | 秋田しんせい農協 | 32,000    | 27,200<br>(85%)  |                 | 4,800<br>(15%)   |
|     | 小 計                  |          | 216,000   | 119,200          | 92,000          | 4,800            |
| H23 | 施設整備<br>（工事費・監理費・工雑） | 秋田しんせい農協 | 923,910   | 785,322<br>(85%) |                 | 138,588<br>(15%) |
| 計   |                      |          | 1,139,910 | 904,522          | 92,000          | 143,388          |

注）H23の施設整備は、（独）農畜産業振興機構の補助事業（補助率1／3以内）の対象となる可能性あり。





## 統合家畜市場(仮称) 整備スケジュール

|                                                     | H 2 1 年度 |   |   |   | H 2 2 年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | H 2 3 年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | H 2 4     |
|-----------------------------------------------------|----------|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-----------|
|                                                     | 12       | 1 | 2 | 3 | 4        | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4        | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4         |
| 【開設準備室・運営主体】<br>■開設準備室<br>■運営主体(新法人)の設立<br>■運営方法の検討 |          |   |   |   | →        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | →        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 新市場<br>開場 |
|                                                     |          |   | → |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   | → |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   | → |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   | → |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
| 【用地買収・敷地造成】<br>■用地買収<br>■測量・造成実施設計<br>■敷地造成工事       |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
| 【農振除外・農地転用】<br>■事前協議・内示、公告・縦覧<br>■許可申請              | →        |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
| 【開 発 行 為】<br>■事前協議<br>■許可申請                         | →        |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
| 【建 築 工 事】<br>■実施設計<br>■建築確認申請<br>■建築工事              |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
| 【旧市場廃止・新市場登録】<br>■廃止届・登録                            |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |
|                                                     |          |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |           |

## 2 1 . 比内地鶏認証制度推進事業（拡充）

家畜生産対策室

ブランド認証制度の着実な推進を図るとともに、企業訪問や試食宣伝等のPR活動等を通じて消費拡大・販路開拓に努めるほか、消費者等の安心と信頼をさらに強固なものとするためのDNA識別の本格実施、去勢技術を用いた独自の飼養方法の開発等により、比内地鶏の生産拡大を推進する。

### 1 事業内容

#### (1) 比内地鶏認証制度事業（継続） [予算額 1,688千円]

ブランド認証制度の適切な運用を図り、比内地鶏のブランド力を強化する。

ア 認証事務（申請受付、現地調査、認証票交付等）

イ ブランド認証推進委員会の開催

ウ ブランド認証推進協議会の開催

#### (2) 比内地鶏PR事業（継続） [予算額 914千円]

関係部署と連携し、企業訪問や試食宣伝等を通じて、首都圏や関西圏を中心に比内地鶏の販路開拓に努める。

ア ブランド認証制度のPR

イ 首都圏・関西圏等への販促活動

ウ 比内地鶏ネット（HP）を活用したPR・情報提供

#### (3) 比内地鶏高付加価値化事業（拡充） [予算額 1,470千円]

消費者・実需者の安心と信頼をさらに強固なものとするため、DNA識別を本格的に実施するとともに、増体及び産卵率の向上を図る。

ア DNA識別の実施（別紙参照）

イ 比内地鶏の増体、種鶏の産卵率向上に向けた飼養試験

#### (4) あきたシャボン創出事業（継続） [予算額 956千円]

比内地鶏（雄）の去勢技術を用いた独自の飼養方法を開発することにより新たな価値を創出する。

ア 仕上期に給与する飼料と飼養管理方法の検討

イ 肉質の分析と高級レストラン等からの求評

#### (5) 種鶏供給安定化推進事業（継続） [予算額 8,584千円]

県内の比内地鶏の素雛生産施設に素雛を安定的に供給するため、原種の維持管理を推進する。

### 2 事業主体

県

### 3 予算額

13,612千円(県費)

|             |         |
|-------------|---------|
| (1)         | 1,688千円 |
| 〔 報償費       | 190千円 〕 |
| 旅 費         | 912千円   |
| 需用費・役務費・使用料 | 586千円   |

|       |         |
|-------|---------|
| (2)   | 914千円   |
| 〔 旅 費 | 564千円 〕 |
| 需用費   | 332千円   |
| 役務費   | 18千円    |

|       |         |
|-------|---------|
| (3)   | 1,470千円 |
| 〔 旅 費 | 126千円 〕 |
| 需用費   | 1,202千円 |
| 役務費   | 142千円   |

|             |         |
|-------------|---------|
| (4)         | 956千円   |
| 〔 報償費       | 150千円 〕 |
| 旅 費         | 215千円   |
| 需用費・役務費・使用料 | 591千円   |

|           |           |
|-----------|-----------|
| (5)       | 8,584千円   |
| 〔 賃 金・共済費 | 1,992千円 〕 |
| 需用費       | 6,104千円   |
| 役務費       | 488千円     |

### 4 事業年度

平成20～23年度

## 比内地鶏ブランド認証制度におけるDNA識別の実施方針（案）

比内地鶏肉のDNA識別については、民間種鶏場との連携・協力体制の下、県内で生産出荷されるほとんどの比内地鶏が畜産試験場系統に統一されたこと、また、本年度試行的に実施した結果から、識別技術が確かであることが確認されたことで、その実施に向けた環境が整った。

こうした状況を踏まえ、比内地鶏ブランドに対する消費者・実需者の安心と信頼をさらに強固なものとするため、平成22年度から比内地鶏肉のDNA識別を本格的に導入・実施する。

### 1 実施内容

#### (1) 認定施設を対象とした定期的調査

ブランド認証制度で認定された全ての食鳥処理施設・食肉処理施設・加工食品製造施設を対象に、年1回比内地鶏肉のDNA識別を実施する。

#### (2) 小売店を対象としたモニタリング調査

ブランド認証制度の認定施設で処理・加工・出荷された比内地鶏肉を取り扱っている県内外の小売店を対象に、一定の件数（10件）をサンプリングし、比内地鶏肉のDNA識別を実施する。

### 2 調査試料

当面の間（2年間）は生肉のみを調査する。

### 3 実施主体

試料の収集・識別は県が行う。

### 4 識別結果の公表

(1) 認定施設を対象とした定期的調査の結果（調査件数及び識別適合件数）については公表する。

(2) 小売店を対象としたモニタリング調査の結果については公表しない。

### 5 識別結果の活用

(1) 調査の対象となった事業者は、営業活動の展開等に当たり、DNA識別の実施済み施設である旨をアピールすることができる。

(2) 小売店はブランド認証制度の対象外であることから、DNA識別の結果、不適合の場合のみ小売店に知らせ、遡及調査による原因の究明に協力を求める。

## 2 2 . 秋田の豊かな海を守り育む活動支援事業（新規）

水産漁港課

藻場は、ハタハタ等水産資源の産卵場や稚仔魚の保護・培養に重要な役割を果たすだけでなく、水質浄化等の公益的機能を有している。

こうした多面的機能が、将来にわたって適切で十分に発揮されるよう、漁業者や地域住民等による沿岸域の環境・生態系を守るための取組に対し、国、県、市町村が一体となって支援を行う。

### 1 事業内容

#### (1) 沿岸環境・生態系保全活動支援交付金

沿岸の環境・生態系の保全を目的として、多様なグループが参画した活動組織（7地区）を対象に、母藻の設置、食害生物の除去、岩盤清掃、浮遊・堆積物の除去等の活動に対し助成する。

#### (2) 沿岸環境・生態系保全活動推進事業

沿岸の環境・生態系の保全の推進に当たり、活動組織等に対する事業の適正かつ円滑な実施を指導するとともに、市町村に対し指導経費を助成する。

#### (3) 沿岸環境・生態系保全活動推進員設置事業

沿岸域の環境・生態系を守るための取組を支援するため、「沿岸環境・生態系保全活動推進員（1人）」を設置し、藻場・浅場等の保全活動の指導や、啓発活動を実施する。

### 2 事業主体

(1)：秋田県沿岸環境・生態系保全対策地域協議会

(2)：県、市町村（4市町）

(3)：県（委託先 地域協議会事務局（県漁協））

### 3 予算額

1 2, 7 0 2 千円（国費：2,000千円 県費：7,550千円 繰入金：3,152千円）

(1) 7, 5 5 0 千円（県費）

（ 補助金 7, 5 5 0 千円 ）

(2) 2, 0 0 0 千円（国費）

（ 補助金 1, 4 0 0 千円  
旅 費 3 7 4 千円  
需用費・役務費等 2 2 6 千円 ）

(3) 3, 1 5 2 千円（繰入金：ふるさと雇用再生臨時対策基金）

（ 委託料 3, 1 5 2 千円 ）

### 4 補助率

(1)：1／4 （参考：国1／2、県1／4、市町村1／4）

(2)：定額

### 5 事業年度

(1)、(2)：平成22～26年度

(3)：平成22～23年度

## 23. 銀鱗きらめくサクラマスのかづくり事業（拡充）

水産漁港課

内水面における有望な魚種であるサクラマス資源について、県内三大水系ごとに親魚採捕から種苗生産・放流に至るまでの増殖体制の整備を図る。

また、サクラマスの天然再生産を増大させるため、サクラマス親魚の遡上期に合わせて、設置と撤去が容易な簡易魚道を設置し、効果の検証を行う。

### 1 事業内容

#### (1) サクラマス種苗生産技術移転事業（継続）

三水系ごとに種苗供給基地を構築するため、県が保有する種苗生産・親魚養成技術を民間養魚場又はサケマスふ化場に移転し、水系の漁協が中心となった増殖事業を推進する。

#### (2) 簡易魚道の導入・普及（新規）

サクラマスの生息域・産卵場の拡大を図るため、遡上阻害となっている堰堤等に、遡上期に簡易型の魚道を設置し、効果の検証を行う。

### 2 事業主体

(1)：県（委託先 県内水面漁連）

(2)：県

### 3 予算額

3,350千円（県費）

(1) 2,350千円

〔 委託料 2,350千円 〕

(2) 1,000千円

〔 旅 費 113千円  
需用費 689千円  
役務費 198千円 〕

### 4 事業年度

(1)：平成19～24年度

(2)：平成22～25年度



簡易魚道

## 24. 水産ビジネス総合推進事業（拡充）

### 水産漁港課

漁業者の収入増加を図るため、魚介類に対する県内ニーズを把握し、新鮮で安全な県産魚介類の県内流通を促進する。このため、「水産ビズ推進員」を配置し、生産者と小売店等の連携による県産魚介類の新たな流通ルートの開拓を支援する。

また、漁家経営の多角化を推進するため、低コストで省力型の養殖手法の導入を図る。

#### 1 事業内容

##### (1) 県産魚介類新価値創出ビジネスモデル事業（継続）

県内における魚介類の流通実態の把握、水産ビジネスモデル戦略の検討、消費者を対象とした魚食普及およびPR活動を実施する。

##### (2) 秋田の海がみえる販売促進事業（拡充）

漁業者の直接販売など、生産者とエンドユーザーが協働した県産魚介類の販売拡大策を試行・実践するため、「水産ビズ推進員（2人）」を配置し、漁業者や漁協の活動を支援する。

##### (3) 秋田型ほっとけ養殖推進事業（継続）

漁港防波堤背後の静穏域や造成したハタハタ藻場を利用し、アワビ、ジバサ、イワガキを対象とした低コストで省力型の養殖試験を支援する。

#### 2 事業主体

(1)：県

(2)：県（委託先 秋田県漁業協同組合ほか）

(3)：漁業者グループ（補助率 1／2）

#### 3 予算額

11,657千円（県費：5,273千円 繰入金：6,384千円）

(1) 545千円（県費）

|       |       |
|-------|-------|
| 〔 報償費 | 300千円 |
| 旅 費   | 170千円 |
| 需用費   | 75千円  |

(2) 6,984千円（県費：600千円、

繰入金：6,384千円 ふるさと雇用再生臨時対策基金）

〔 委託費 6,984千円〕

(3) 4,128千円（県費）

|       |         |
|-------|---------|
| 〔 補助金 | 3,944千円 |
| 旅 費   | 99千円    |
| 需用費   | 85千円    |

#### 4 事業年度

平成21～24年度

## 25. 戦略水産物資源増大・消費拡大事業（新規）

### 水産漁港課

本県の重要魚種であるトラフグ、ハタハタ、サケ等について、生産額を戦略的に増加させるため、つくり育てる漁業による資源増大や、県内外への積極的なPR等による消費拡大を図る。

#### 1 事業内容

- (1) トラフグ稚魚生産育成放流事業 [予算額 7,143千円]  
トラフグ親魚を確保・育成して早期採卵を行うとともに、稚魚を育成して大量放流を行い、放流効果を把握する。  
・雇用人数 2名
- (2) 栽培漁業推進員設置事業 [予算額 2,803千円]  
(財)秋田県栽培漁業協会に「栽培漁業推進員」を配置し、トラフグ親魚・稚魚の管理・育成、市場調査など放流効果調査、栽培漁業に関する啓発活動を実施する。  
・雇用人数 1名
- (3) 北限のフグ消費拡大事業 [予算額 943千円]  
県内でのフグ消費を増やすため、県北・県南の飲食店や温泉旅館等を対象としたフグ調理講習会や、県内フグ取扱業者と飲食関係者等との商談会を開催する。
- (4) 県魚ハタハタまるごと販売事業 [予算額 2,310千円]  
大型で新鮮な「秋田ハタハタ」を本県独自のブランド魚として、首都圏を中心に販促活動を実施する。
- (5) サケ稚魚回帰率向上対策事業 [予算額 1,725千円]  
サケは、人工ふ化放流により資源が支えられており、その資源を確保することは、食料供給のほか、雇用、文化、環境保全など公益性が高いことから、高品質な稚魚を育成し回帰率向上を図る。

#### 2 事業主体

- (1)、(2)：県（委託先 (財)県栽培漁業協会）
- (3)、(4)：県
- (5)：県（委託先 サケふ化場（5カ所））



### 3 予算額

14,924千円（県費：10,743千円 繰入金：4,181千円）

(1) 7,143千円（県費：5,765千円 繰入金：1,378千円

緊急雇用創出臨時対策基金）

|                |         |
|----------------|---------|
| 旅費             | 219千円   |
| 委託料            | 1,378千円 |
| 需用費・役務費・備品購入費等 | 5,546千円 |

(2) 2,803千円（繰入金：ふるさと雇用再生臨時対策基金）

|     |         |
|-----|---------|
| 委託料 | 2,803千円 |
|-----|---------|

(3) 943千円（県費）

|               |       |
|---------------|-------|
| 報償費           | 200千円 |
| 需用費           | 400千円 |
| 役務費・使用料及び賃借料等 | 343千円 |

(4) 2,310千円（県費）

|           |       |
|-----------|-------|
| 旅費        | 973千円 |
| 需用費       | 400千円 |
| 使用料及び賃借料等 | 937千円 |

(5) 1,725千円（県費）

|     |         |
|-----|---------|
| 委託料 | 1,725千円 |
|-----|---------|

### 4 事業年度

(1)、(5)：平成22～26年度

(2)、(3)：平成22～23年度

(4)：平成22～24年度

## 26. 秋田の木・利用拡大推進事業（新規）

### 秋田スギ振興課

県産材の利用拡大を図るため、官・民連携による市場開拓のための情報収集や営業活動等を実施するとともに、新たにイベントを通じた県産木製品の普及啓発活動や企業等が共同で出荷拡大を図る取り組みを支援する。

#### 1 事業内容

- (1) 秋田の木・販売戦略推進事業（継続） [予算額 879千円]  
木材業界と県の連携により、首都圏ユーザーを対象にセールス活動を実施する。  
《事業主体：県》
- (2) 秋田の木・商談機会創出事業（継続） [予算額 5,400千円]  
首都圏において展示会、商談会等を実施し、商談機会の場を提供する。  
《事業主体：県》
- (3) 乾燥秋田スギ梁・桁普及事業（継続） [予算額 5,159千円]  
住宅建築において、秋田スギの需要が少なかった梁・桁材への利用促進を図るため、乾燥秋田スギ梁・桁材を使用したモデル住宅（12戸）の建築に支援する。  
《事業主体：あきた県産材利用センター》
- (4) 顔の見える家づくり推進事業（継続） [予算額 1,679千円]  
「秋田スギの家」供給グループ等が実施する住宅見学会や講演会等の普及啓発活動に対して支援する。  
《事業主体：「秋田スギの家」供給グループ等》
- (5) 木材産業体質強化促進事業（継続） [予算額 946千円]  
秋田県木材加工推進機構が木材関連業者等を対象として行う乾燥技術研修会や経営指導等の活動経費に対して助成する。  
《事業主体：(財)秋田県木材加工推進機構》
- (6) 秋田の木・需要拡大推進事業（継続） [予算額 1,850千円]  
秋田県家具工業会等が行う製品情報提供、普及宣伝などに要する経費に対して助成する。  
《事業主体：(協)秋田県家具工業会等》
- (7) 全国建具大会秋田大会支援事業（新規） [予算額 3,000千円]  
第55回全国建具組合連合会業者大会及び第44回全国建具展示大会秋田大会に要する運営経費の一部を助成する。
  - ・ 開催期間 平成22年6月18日～20日（3日間）
  - ・ 会場 県立武道館
  - ・ 来場者数 延べ1万5千人《事業主体：秋田県建具組合連合会》
- (8) 秋田県産製材品流通支援モデル事業（新規） [予算額 4,500千円]  
木材関連企業等のグループ化により、首都圏等への県産材の共同出荷のモデルを構築するため、運搬費の一部に助成する。
  - ・ 支援内容 支援額：1,500円/m<sup>3</sup>  
数量：3,000m<sup>3</sup>《事業主体：県内木材関連企業等で構成するグループ等（公募）》

## 2 事業主体

- (1)、(2)：県
- (3)：あきた県産材利用センター
- (4)：「秋田スギの家」供給グループ等
- (5)：(財)秋田県木材加工推進機構
- (6)：(協)秋田県家具工業会等
- (7)：秋田県建具組合連合会
- (8)：県内木材関連企業等で構成するグループ等

## 3 予算額

23,413千円(県費)

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| (1) | 879千円 |  |
| 旅費  | 854千円 |  |
| 需用費 | 15千円  |  |
| 役務費 | 10千円  |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (2) | 5,400千円 |  |
| 委託費 | 5,365千円 |  |
| 旅費  | 24千円    |  |
| 需用費 | 11千円    |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (3) | 5,159千円 |  |
| 補助金 | 5,159千円 |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (4) | 1,679千円 |  |
| 補助金 | 1,654千円 |  |
| 需用費 | 12千円    |  |
| 役務費 | 13千円    |  |

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| (5) | 946千円 |  |
| 補助金 | 946千円 |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (6) | 1,850千円 |  |
| 補助金 | 1,850千円 |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (7) | 3,000千円 |  |
| 補助金 | 3,000千円 |  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (8) | 4,500千円 |  |
| 補助金 | 4,500千円 |  |

## 4 事業年度

平成22～24年度

## 27. 木を学ぶ建築講座開設事業（拡充）

秋田スギ振興課

住宅建築分野で県産材の需要拡大を図るため、県内の大工・工務店、建築士等を対象とした「木を学ぶ建築講座」を開講し、受講修了生を木の特性を理解しながらデザイン性の高い木造住宅を設計・建築できる秋田県木造建築アドバイザーとして認定する。

さらに、秋田県木造建築アドバイザーを対象とした木造住宅設計コンペを実施し、上位入賞者に、住宅建築に使用する県産材の購入経費の一部を補助することにより、県産材を多用した「秋田スギの家」づくりを实践させ、技術者のスキルアップを図る。

### 1 事業内容

#### (1) 木を学ぶ建築講座開設事業（継続） [予算額 1,959千円]

県内の大工・工務店、建築士等を対象とした講座の開催

- ・ 募集人員 70名／年
- ・ 講座数 12単位（1回あたり2単位開催）
- ・ 講師 県立大、木高研及び民間研究所等の講師

《事業主体：県》

#### (2) 「秋田スギの家」づくり実践事業（新規） [予算額 3,200千円]

##### ア 木造住宅設計コンペ応募対象者

平成21年度に認定された秋田県木造建築アドバイザー

##### イ 木造住宅等設計コンペ審査会

審査員は、秋田県立大学等の教員及び有識者等を予定

##### ウ 県産材の購入に対する助成

- ・ 対象者 木造住宅等設計コンペ上位入選者3名
- ・ 助成額 コンペの入選作品の建築に使用する県産材の購入経費の1／2  
(上限：1,000千円／1件)

##### エ 県産材のPR

入選者は、助成対象となる住宅において構造見学会および完成見学会を実施するとともに、県はその内容を県ホームページで公開し、県産材の普及PRを行う。

《実施主体：県》

### 2 事業主体

県

### 3 予算額

5,159千円（県費）

#### (1) 1,959千円

|         |         |
|---------|---------|
| 委託料     | 1,816千円 |
| 旅費      | 103千円   |
| 需用費・役務費 | 40千円    |

#### (2) 3,200千円

|            |         |
|------------|---------|
| 補助金        | 3,000千円 |
| 報償費        | 120千円   |
| 旅費・需用費・役務費 | 80千円    |

### 4 事業年度

(1)：平成21～23年度

(2)：平成22～24年度

## 28. 秋田県水と緑の森づくり税事業（拡充）

### 水と緑の森づくり課

地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、将来に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全を重視した森づくりや、森林ボランティア等による県民参加の森づくりを推進する。

#### 1 事業内容（※詳細は次頁）

##### (1) 秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業） [予算額 411,438千円]

- ・ 針広混交林化事業について、公有林中心から私有林へ拡大するとともに、主要道路沿いにモデル林を設置
- ・ マツ林健全化事業について、秋田市、男鹿市、にかほ市に加え、新たに能代市で枯れ松対策を実施

##### (2) 秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業） [予算額 101,558千円]

- ・ 児童生徒への森林環境教育の推進や自発的に森づくり活動を行う森林ボランティアに対する支援を拡充
- ・ ナラ枯れ被害の発生に伴い、ナラ等の広葉樹の保護・更新に関する実証試験やナラ枯れ被害防止のためのボランティア活動を支援する体制を整備

#### 2 事業主体

(1)：県、市町村等

(2)：県、市町村、森林組合、ボランティア団体、NPO等

#### 3 予算額

512,996千円（繰入金）※平成22年度の歳入見込額は467,000千円

##### (1) 411,438千円

|        |           |
|--------|-----------|
| 補助金    | 204,007千円 |
| 委託料    | 124,141千円 |
| 工事請負費等 | 83,290千円  |

##### (2) 101,558千円

|      |          |
|------|----------|
| 補助金  | 71,891千円 |
| 委託料  | 10,628千円 |
| 報償費等 | 19,039千円 |

#### 4 事業年度

平成20～24年度

# 秋田県水と緑の森づくり税による事業 (平成22年度事業計画)

## (1) 秋田県水と緑の森づくり事業 (ハード事業)

単位:千円

| 事業名               | 実施<br>区分 | 21年度                          |                |                               |                | 22年度計画                       |                |
|-------------------|----------|-------------------------------|----------------|-------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
|                   |          | 当初計画                          |                | 実績見込                          |                | 事業量                          | 予算額            |
|                   |          | 事業量                           | 予算額            | 事業量                           | 予算額            |                              |                |
| <b>ア 針広混交林化事業</b> |          |                               | <b>170,976</b> |                               | <b>134,078</b> |                              | <b>184,043</b> |
| 針広混交林化整備事業        | 県営       | 290ha/年                       | 170,976        | 317ha/年                       | 134,078        | 175ha/年                      | 88,840         |
| 針広混交林化促進事業 (新規)   | 補助       |                               |                |                               |                | 250ha/年                      | 95,203         |
| <b>イ マツ林健全化事業</b> |          |                               | <b>93,836</b>  |                               | <b>93,346</b>  |                              | <b>92,610</b>  |
| マツ林健全化整備事業        | 補助       | 6市町村<br>伐採152ha/年<br>植栽等3ha/年 | 93,836         | 6市町村<br>伐採225ha/年<br>植栽等3ha/年 | 93,346         | 4市町村<br>伐採152ha/年<br>下刈1ha/年 | 92,610         |
| <b>ウ 里山林保全事業</b>  |          |                               | <b>83,100</b>  |                               | <b>75,128</b>  |                              | <b>118,085</b> |
| 里山林保全整備事業         | 県営       | 計画5箇所<br>整備6箇所                | 83,100         | 計画5箇所<br>整備6箇所                | 75,128         | 計画2箇所<br>整備10箇所              | 118,085        |
| <b>エ 広葉樹林再生事業</b> |          |                               | <b>20,600</b>  |                               | <b>20,548</b>  |                              | <b>16,700</b>  |
| 広葉樹林再生整備事業        | 補助       | 計画1箇所<br>植栽1箇所                | 20,600         | 植栽1箇所                         | 20,548         | 計画2箇所<br>植栽1箇所               | 16,700         |
| <b>小 計</b>        |          |                               | <b>368,512</b> |                               | <b>323,100</b> |                              | <b>411,438</b> |
|                   |          |                               |                |                               |                | 対前年度計画増減                     | 42,926         |
|                   |          |                               |                |                               |                | 対前年度計画比                      | 112%           |

## (2) 秋田県水と緑の森づくり推進事業 (ソフト事業)

単位:千円

| 事業名                      | 実施<br>区分 | 21年度   |                |        |                | 22年度計画   |                |
|--------------------------|----------|--------|----------------|--------|----------------|----------|----------------|
|                          |          | 当初計画   |                | 実績見込   |                | 事業量      | 予算額            |
|                          |          | 事業量    | 予算額            | 事業量    | 予算額            |          |                |
| <b>オ 森林環境教育推進事業</b>      |          |        | <b>6,137</b>   |        | <b>4,901</b>   |          | <b>9,834</b>   |
| 森林環境学習活動支援事業             | 補助       | 19件/年  | 3,800          | 20件/年  | 3,684          | 32件/年    | 7,544          |
| 森林環境教育指導者養成事業            | 県営       | 78人/年  | 2,337          | 78人/年  | 1,217          | 80人/年    | 2,290          |
| <b>カ 森とのふれあい事業</b>       |          |        | <b>42,720</b>  |        | <b>41,643</b>  |          | <b>39,368</b>  |
| ふれあいの森整備支援事業             | 補助       | 18件/年  | 35,920         | 19件/年  | 35,022         | 18件/年    | 31,617         |
| 植樹・育樹ふれあい支援事業            | 補助       | 10件/年  | 6,800          | 10件/年  | 6,621          | 11市町村/年  | 7,751          |
| <b>キ 森林ボランティア活動推進事業</b>  |          |        | <b>11,013</b>  |        | <b>10,888</b>  |          | <b>14,399</b>  |
| 森林ボランティア活動支援事業           | 補助       | 16件/年  | 8,300          | 16件/年  | 8,392          | 21件/年    | 11,887         |
| 森林ボランティア安全作業<br>リーダー育成事業 | 県営       | 96人/年  | 2,713          | 101人/年 | 2,496          | 96人/年    | 2,512          |
| <b>ク 地域リーダー育成事業</b>      |          |        | <b>7,058</b>   |        | <b>6,600</b>   |          | <b>7,062</b>   |
| 地域リーダー育成事業               | 補助       | 50人/年  | 7,058          | 50人/年  | 6,600          | 50人/年    | 7,062          |
| <b>ケ 森づくり県民提案事業</b>      |          |        | <b>10,000</b>  |        | <b>9,756</b>   |          | <b>11,000</b>  |
| 森づくり県民提案事業               | 補助       | 25件/年  | 10,000         | 35件/年  | 9,756          | 30件/年    | 11,000         |
| <b>コ 普及啓発事業</b>          |          |        | <b>14,560</b>  |        | <b>13,113</b>  |          | <b>19,895</b>  |
| 森林・林業普及啓発支援事業            | 補助       | 3市町村/年 | 1,800          | 3市町村/年 | 1,408          | 4市町村/年   | 2,092          |
| 県普及啓発活動                  | 県営       |        | 12,760         |        | 11,705         |          | 17,803         |
| <b>小 計</b>               |          |        | <b>91,488</b>  |        | <b>86,901</b>  |          | <b>101,558</b> |
|                          |          |        |                |        |                | 対前年度計画増減 | 10,070         |
|                          |          |        |                |        |                | 対前年度計画比  | 111%           |
| <b>合 計</b>               |          |        | <b>460,000</b> |        | <b>410,001</b> |          | <b>512,996</b> |
|                          |          |        |                |        |                | 対前年度計画増減 | 52,996         |
|                          |          |        |                |        |                | 対前年度計画比  | 112%           |

## 29. 森林整備によるCO<sub>2</sub>削減対策推進事業（新規）

### 水と緑の森づくり課

国（環境省）が管理する、オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用した森づくりを推進するため、県営林経営事業の間伐の一部を対象にモデル事業を実施し、制度の普及、情報提供等の基盤をつくる。

#### 1 事業内容

##### (1) J-V E R制度活用モデル事業

西馬音内県有林（羽後町）において実施する間伐事業40haを対象に、J-V E R（クレジット）の取得・管理を行う。

J-V E R（クレジット）の発行は、360CO<sub>2</sub>トン／年を見込み、平成23年・24年も同量を予定。

クレジットの販売収入は23年度より見込む。

#### 2 事業主体

県

#### 3 予算額

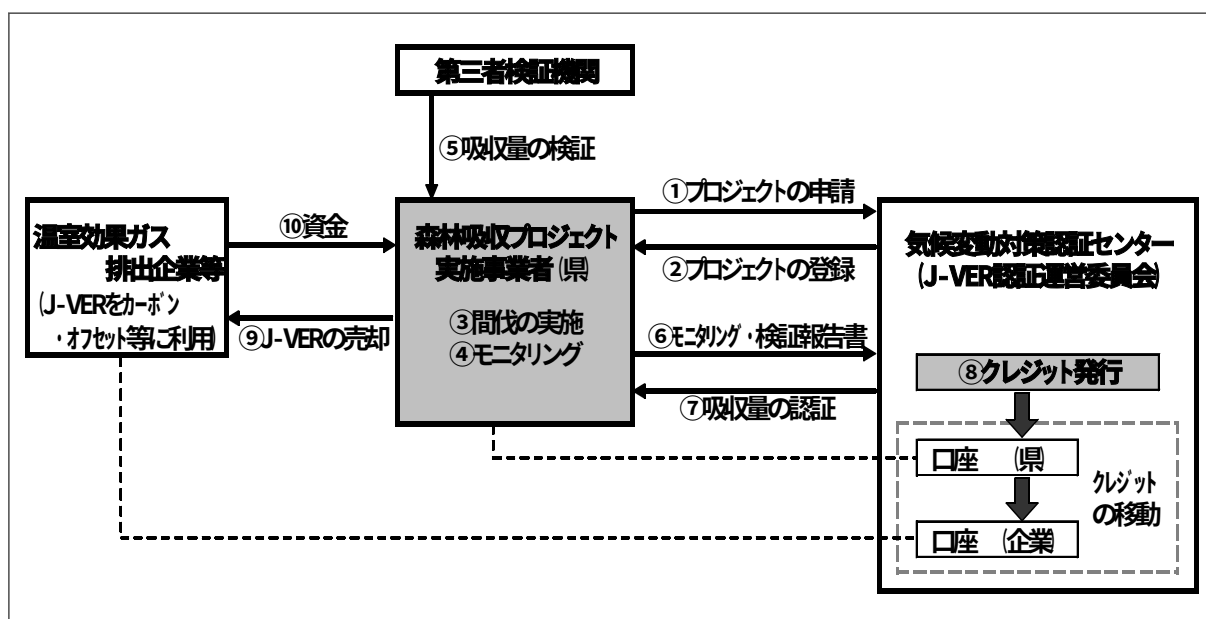
1,913千円（県費）

|     |         |
|-----|---------|
| 委託料 | 1,500千円 |
| 役務費 | 327千円   |
| 旅費  | 86千円    |

#### 4 事業年度

平成22～24年度

※ J-V E R制度の概要



## 30. ナラ枯れ防除対策について

### 水と緑の森づくり課

ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、監視体制を強化するとともに、予防と駆除を併用した効果的な防除を実施する。

#### 1 事業内容

##### (1) 被害の予防

ア 監視体制の強化（拡充）〔予算額 1,353千円（県費）〕〈ナラ枯れ防除対策事業〉  
ナラ枯れ監視員を全県に配置して巡視するとともに、ヘリコプターにより上空から監視を行う。

- ・ 監視員の人数 64人
- ・ 巡視の時期及び日数 8月～9月のうち3～7日間
- ・ ヘリコプターによる監視の時期 9月上旬

イ 樹幹注入（新規）〔予算額 1,500千円（繰入金）〕〈森林整備臨時対策事業〉  
ナラ枯れの直接的な原因となるナラ菌等を抑制する殺菌剤を樹幹注入し、枯死を予防する。

- ・ 本数 100本

##### (2) 被害木の駆除

ア 被害木調査〔予算額 1,320千円（県費）〕〈ナラ枯れ防除対策事業〉  
被害木の駆除に向けて、胸高直径及び樹高等を調査する。

- ・ 本数 1,721本

イ 被害木の駆除〔予算額 13,768千円（繰入金）〕〈森林整備臨時対策事業〉  
被害木を立木のまま燻蒸、あるいは伐倒後に燻蒸やチップ処理を行い、カシノナガキクイムシを駆除する。

(3) 事務費〔予算額 165千円（県費）〕〈ナラ枯れ防除対策事業〉

#### 2 事業主体

県、市町村

#### 3 予算額

18,106千円（県費：2,838千円 繰入金：15,268千円）

森林整備及び木材産業振興臨時対策基金）

|      |          |
|------|----------|
| （委託費 | 15,088千円 |
| 補助金  | 1,500千円  |
| 報償費等 | 1,518千円  |



## 条 例



# 1. 秋田県獣医学生修学資金貸与条例案について

農畜産振興課

## 1 制定理由

県の機関における獣医師の充実に資するため、県の機関において獣医師の業務に従事しようとする者に対し修学のための資金を貸与する必要がある。

## 2 内容

- (1) この条例は、県の機関において獣医師の業務に従事しようとする者に対し修学のための資金を貸与し、これらの者が修学することを容易にすることにより、県の機関における獣医師の充実に資することを目的とすることとする。  
(第1条関係)
- (2) 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学の獣医学を履修する課程に在学し、将来県の機関において獣医師の業務に従事しようとする意思を有する者としてすることとする。(第2条関係)
- (3) 知事は、申請に基づき、契約により、修学資金を貸与することができることとする。(第3条関係)
- (4) 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないこととする。(第4条関係)
- (5) 知事は、修学生が退学した場合等は、貸与契約を解除することとする。(第5条関係)
- (6) 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学又は停学の処分に係る期間は、修学資金の貸与を行わないこととする。(第5条関係)
- (7) 知事は、修学生が在学証明書等を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができることとする。(第5条関係)
- (8) 被貸与者は、貸与契約が解除された場合等は、貸与を受けた修学資金に利息を付して返還しなければならないこととする。(第6条関係)
- (9) 知事は、被貸与者が獣医学を履修する課程に在学している場合等は返還債務の履行を猶予することとし、やむを得ない事由がある場合等は返還債務の履行を猶予することができることとする。(第7条関係)
- (10) 知事は、一定の要件を満たす被貸与者が県の機関において所定の期間獣医師

の業務に従事した場合等は返還債務を免除することとし、被貸与者が死亡等により返還債務の履行をすることができなくなった場合等は返還債務を免除することができることとする。（第8条関係）

- (11) 被貸与者は、履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、延滞利息を支払わなければならないこととする。（第9条関係）
- (12) 在学証明書等の提出について定めることとする。（第10条関係）
- (13) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。（第11条関係）

### 3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとする。

## 2. 秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を 廃止する条例案について

家畜生産対策室

### 1 経 緯

比内地鶏のブランド力の向上を図るため、県が平成16年に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号、以下「JAS法」という。）に基づく、地鶏肉に係る生産行程管理者の登録認定機関として登録を受けたことに伴い、認定等に係る手数料の額等を定めた「秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例」（平成16年秋田県条例第1号）が制定された。

なお、JAS法の改正に伴い、平成18年に登録認定機関として再登録し、現在の登録の有効期間は平成22年3月29日をもって満了する。

その後、平成20年4月、JAS法より厳しい基準を有する県独自の「秋田県比内地鶏ブランド認証制度」（以下「認証制度」という。）を創設し、現在、認証を希望する生産者等に対して当該制度に基づき認証を行っている。

JAS法よりも厳しい基準を有する県独自の認証制度が十分に普及・定着してきており、今後、JAS法に基づく生産行程管理者の認定の申請はないと見込まれることから、平成22年3月29日をもって有効期間が満了する登録認定機関の登録の更新は行わないこととする。

### 2 廃止理由

JAS法に基づく日本農林規格より厳しい基準で行う県の比内地鶏に関する認証制度の普及等により、地鶏肉に係る生産行程管理者の認定等を行わないこととすることに伴い、秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止する必要がある。

### 3 施行期日

平成22年3月30日



その他





## 1. (有)大野台グリーンファームへの県有財産の貸付けについて

### 農林政策課

(有)大野台グリーンファーム（以下、「グリーンファーム」という）は、県の担い手育成対策の一環として、平成3年11月に秋田県新総合発展計画に基づき、企業的な経営の中で生産から販売・流通まで、より実践的な生産技術、企業的な経営技術を習得させる場所として創設されたものである。

#### 1 (有)大野台グリーンファームの概要

- 所在地 秋田県北秋田市下杉字上清水沢15番地1
- 設立登記 平成3年11月29日
- 出資金 800万円（出資1口の金額10万円）
- 業務目的（定款）
  - ・ 農畜産物の生産販売
  - ・ 農畜産物の生産販売の技術指導
  - ・ 前各号に付帯する一切の業務
- 構成員 3人（代表取締役 藤岡茂憲）
- 従業員 1人、臨時雇用：年間延べ3,800人（実人数13.4人程度）
- 研修生 これまでの研修修了者48人、研修中2人
- 主な作目と経営規模
  - ・ ホウレンソウ、小松菜 パイプハウス51棟
  - ・ 大豆（JAS有機認定） 31.9ha
  - ・ その他 促成山ウドほか

#### 2 貸付財産の概要

次頁のとおり

#### 3 無償貸付の理由

グリーンファームは、定款に「農畜産物の生産販売の技術指導」を掲げる法人として、これまで、数多くの新規就農希望者や部門拡大を進める農業者を研修生として受け入れている。

今後とも、技術修得の拠点として活用するため、「有限会社（営利法人）」という形態はとるものの、県の施策の一部を行う公共性を帯びた法人」と位置付け、これまで同様、旧農業担い手研修教育センター（前身：営農大学校）の県有施設及び用地（約69ha）の無償貸付を行う。

なお、今回の貸付契約では、貸付物件の修繕等については原則としてグリーンファームが行うとともに、貸付期間については、2年間であったものを安定した営農計画を樹立するため6年間とする。

#### 4 貸付期間

平成22年4月1日～平成28年3月31日（6年間）（施設及び用地）

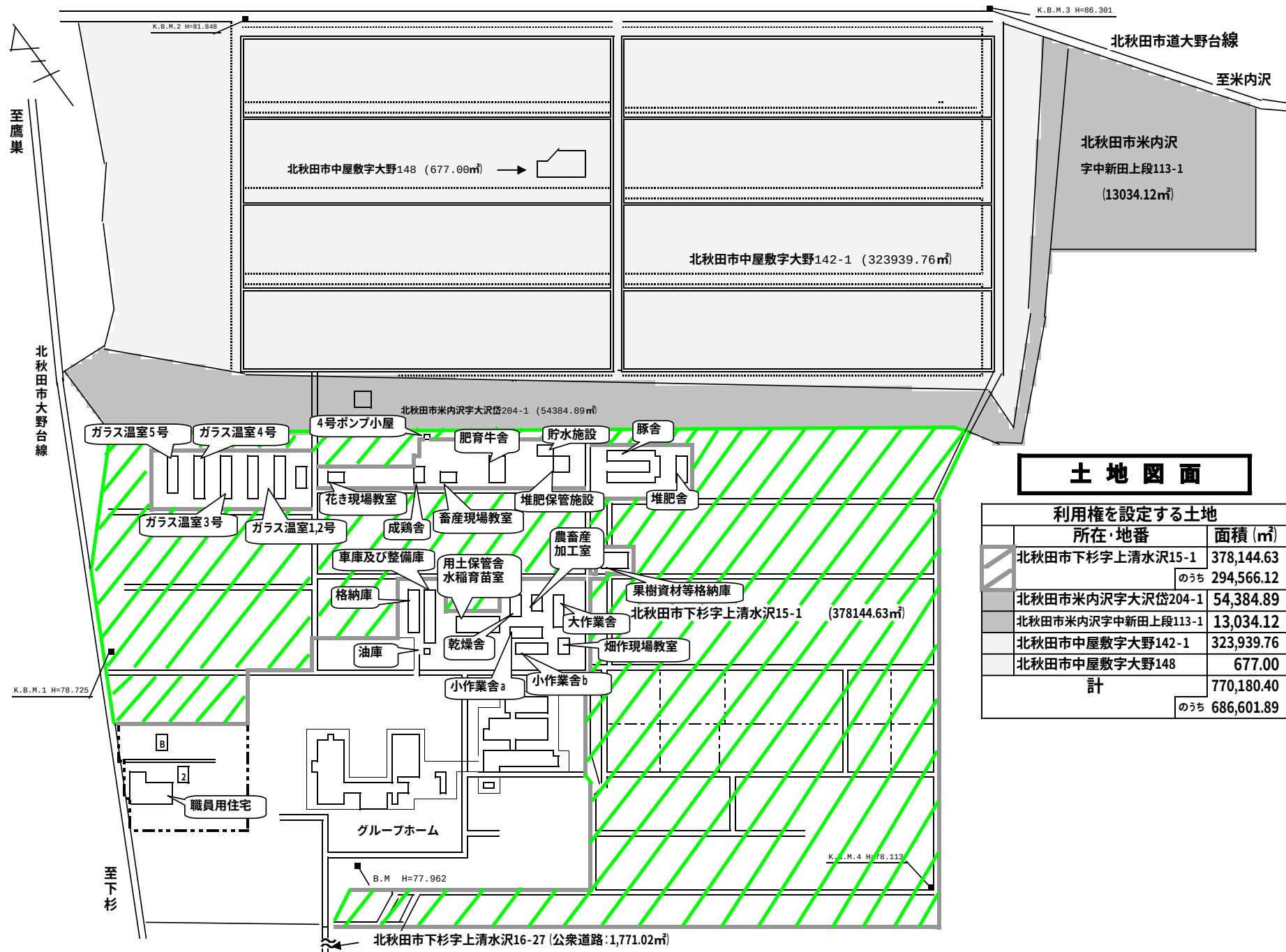
## 貸 付 財 産 の 概 要

### 【建物及び工作物】

| 名 称             | 区 分 | 数 量                  | 摘 要 |
|-----------------|-----|----------------------|-----|
| 用土保管舎及び水稻育苗室    | 建 物 | 515.70m <sup>2</sup> |     |
| ガラス温室 1 号及び 2 号 | 建 物 | 617.17m <sup>2</sup> |     |
| ガラス温室 3 号       | 建 物 | 330.20m <sup>2</sup> |     |
| ガラス温室 4 号       | 建 物 | 331.24m <sup>2</sup> |     |
| ガラス温室 5 号       | 建 物 | 165.62m <sup>2</sup> |     |
| 堆肥保管施設          | 建 物 | 99.83m <sup>2</sup>  |     |
| 貯水施設            | 建 物 | 174.96m <sup>2</sup> |     |
| 豚舎              | 建 物 | 789.75m <sup>2</sup> |     |
| 堆肥舎             | 建 物 | 198.74m <sup>2</sup> |     |
| 畑作現場教室          | 建 物 | 74.52m <sup>2</sup>  |     |
| 車庫及び整備庫         | 建 物 | 409.50m <sup>2</sup> |     |
| 格納庫             | 建 物 | 259.20m <sup>2</sup> |     |
| 油庫              | 建 物 | 15.69m <sup>2</sup>  |     |
| 花き現場教室          | 建 物 | 74.52m <sup>2</sup>  |     |
| 農畜産加工室          | 建 物 | 119.24m <sup>2</sup> |     |
| 果樹資材等格納庫        | 建 物 | 112.25m <sup>2</sup> |     |
| 大作業舎            | 建 物 | 320.00m <sup>2</sup> |     |
| 小作業舎（a）         | 建 物 | 231.86m <sup>2</sup> |     |
| 小作業舎（b）         | 建 物 | 231.86m <sup>2</sup> |     |
| 乾燥舎             | 建 物 | 231.14m <sup>2</sup> |     |
| 肥育牛舎            | 建 物 | 372.60m <sup>2</sup> |     |
| 成鶏舎             | 建 物 | 125.87m <sup>2</sup> |     |
| 畜産現場教室          | 建 物 | 74.53m <sup>2</sup>  |     |
| 4 号ポンプ小屋        | 建 物 | 4.00m <sup>2</sup>   |     |
| 職員用住宅           | 建 物 | 378.35m <sup>2</sup> |     |
| 堆肥盤             | 工作物 | 1 式                  |     |
| 野菜洗浄施設          | 工作物 | 1 式                  |     |
| 樹園地薬剤防除用給水施設    | 工作物 | 1 式                  |     |

### 【土 地】

| 所 在                | 現 況  | 数 量                      | 摘 要 |
|--------------------|------|--------------------------|-----|
| 北秋田市中屋敷字大野142番1    | 畑    | 323,939.76m <sup>2</sup> |     |
| 北秋田市中屋敷字大野148番     | 畑    | 677.00m <sup>2</sup>     |     |
| 北秋田市米内沢字大沢岱204番1   | 防風林  | 54,384.89m <sup>2</sup>  |     |
| 北秋田市米内沢字中新田上段113番1 | 原野、畑 | 13,034.12m <sup>2</sup>  |     |
| 北秋田市下杉字上清水沢15番1    | 水田、畑 | 294,566.12m <sup>2</sup> |     |



| 利用権を設定する土地 |                    |            |
|------------|--------------------|------------|
|            | 所在・地番              | 面積 (㎡)     |
|            | 北秋田市下杉字上清水沢15-1    | 378,144.63 |
|            | のうち                | 294,566.12 |
|            | 北秋田市米内沢字大沢岱204-1   | 54,384.89  |
|            | 北秋田市米内沢字中新田上段113-1 | 13,034.12  |
|            | 北秋田市中屋敷字大野142-1    | 323,939.76 |
|            | 北秋田市中屋敷字大野148      | 677.00     |
|            | 計                  | 770,180.40 |
|            | のうち                | 686,601.89 |

| 所在・地番              | 面積 (㎡)     |
|--------------------|------------|
| 北秋田市下杉字上清水沢15-1    | 378,144.63 |
| のうち                | 294,566.12 |
| 北秋田市米内沢字大沢岱204-1   | 54,384.89  |
| 北秋田市米内沢字中新田上段113-1 | 13,034.12  |
| 北秋田市中屋敷字大野142-1    | 323,939.76 |
| 北秋田市中屋敷字大野148      | 677.00     |
| 計                  | 770,180.40 |
| のうち                | 686,601.89 |

## 参 考

前回更新時との変更は以下のとおり。

### 1 無償貸付契約書第19条の変更

(旧)

(貸付物件の維持管理、修繕)

第19条 貸付物件の維持管理業務（点検、清掃業務等）は乙が行うものとする。

2 貸付物件の修繕、部品定期交換、機器点検整備は原則として乙が負担する。ただし、修繕において規模、内容等から乙により難しい場合は、貸付物件の経過年数等も踏まえ、甲乙協議のうえ、その負担区分を決定する。

3 貸付物件の増改築等、大規模修繕は甲が行うものとする。

(新)

(貸付物件の維持管理、修繕)

第19条 貸付物件の維持管理業務（点検、清掃業務等）は乙が行うものとする。

2 貸付物件の修繕、部品定期交換、機器点検整備は原則として乙が負担する。

### 2 貸付期間の変更

(旧)

2年間

(新)

6年間

### 3 貸付財産の追加

職員用住宅 （378.35 m<sup>2</sup>：新事務所（兼）研修生宿泊室、座学研修室）

（12月補正予算で改修費計上済み）

